法科大学院における新たな評価の在り方の方向性（案）

資料7－1

令和８年６月３日に教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループにてとりまとめられた議論のまとめにおいて、法科大学院における評価の在り方については、「分野別認証評価の細目省令の構成等これまで他の分野からは独立して評価の仕組みが整備されてきた経緯も踏まえ、大学院部会の議論を踏まえ、別途法科大学院等特別委員会で検討する」とされた。
特別委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、法科大学院における新たな評価の在り方については、以下の方向性で検討する。

これまでの法科大学院における質保証・質向上に向けた主な取組

機関別認証評価

- 教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況を評価

分野別認証評価

- 詳細で多岐にわたる厳格な認証評価
- 評価者に実務家を含む
- 客観的指標（入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、司法試験合格率等）を評価基準として活用（H27～）

◎質保証（「適合」割合の向上）
第１サイクル：68%→第４サイクル：97%
◎法令適合性の確認に留まらない質向上に向けた取組も行われている
△評価機関による評価基準・評価結果のバラツキ

国立大学法人評価における教育に関する現況分析

- 研究科等の教育上の目的や特徴、特色や客観的なデータ（司法試験合格率等）を踏まえ、判定
- 研究科等の教育上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況が特に優れている場合等については、特記事項として指摘

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

- 基礎額と加算額を合わせて配分額を算出し、基盤的経費のメリハリ付けに活用
  基礎額：司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき算定
  加算額：各法科大学院の５年間の機能強化構想とKPIの進捗状況を評価し算定
  ※評価対象となる取組（未修者教育、女性法曹の輩出等）を設定

◎意欲的な取組を一定程度推進（未修者教育の改善・充実等）
◎教育成果の可視化
△評価結果の固定化（司法試験合格率偏重）
△基盤的経費の変動・減額による取組の制限

※加算プログラムは、令和８年度評価を最終年度として廃止

（参考）教育課程連携協議会

- 産業界等（関連する職業関係者、地域の関係者等）との連携により、教育課程を編成

重複の排除・効率化

負担軽減

評価項目の重点化

法科大学院における新たな評価の在り方の方向性

分野別認証評価等の<u>これまでの質保証・質向上に向けた取組における蓄積・経緯</u>や、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムが果たしてきた<u>教育改善の契機等としての役割に留意</u>

<u>機関全体の評価</u>

➢ <u>内部質保証を中心に機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価</u>（学部・研究科一般と同様）

※機関全体の評価において、基準を満たさないと判断される場合は法科大学院ごとの評価を実施しない

<u>法科大学院単位での評価</u>

□ 質保証の視点

➢ <u>法令が求める最低基準</u>を満たすかを中心に評価（研究科一般と同様）

※ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律や専門職大学院設置基準により法科大学院にのみ求められる事項を含む

□ 質向上の視点

➢ 各法科大学院が特色・魅力の更なる伸長を図っていくために、各法科大学院が置かれている地域特性・規模に配慮しつつ、<u>法科大学院における「教育成果」</u>を適切に評価

※ <u>途中段階での学修成果の把握等の項目は簡素化</u>

法科大学院における新たな評価の在り方に関する基本的な考え方（案）

評価の単位

➢ 司法試験等と制度的に連動した「プロセス」としての法曹養成制度に位置付けられる法科大学院の特性を踏まえ、法科大学院については従来どおり、法科大学院として評価する。

「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ　議論のまとめ」（令和８年６月３日）より

○　したがって、「新たな評価」制度においては、まず、機関全体における、高等教育機関の教育研究、組織運営及び施設整備の状況と学部等の教育活動を確認する。その上で、学修者により近い単位である学部等を評価の単位とすることで、学部等を切り口に、高等教育機関で行われている教育活動について法令等で求められている水準が保証され、学生一人一人の能力を最大限高めるための取組を行い、教育成果につながっているかという観点から評価を行うよう制度の転換を図る。

「大学院の評価について」（大学院部会（第125回）配付資料）より

2.　質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として「質保証」されているかを確認、評価するとともに「教育の質」が質保証・質向上されているかは、教育の基本組織である研究科における教育活動を確認し、評価していくことが必要。

評価の視点

➢ 法科大学院の評価においても、当然に求められる教育の質を確実に保証するとともに、教育の質向上を後押しするため、「質保証」・「質向上」から構成する。

➢ 認証評価や加算プログラムで活用されてきた司法試験合格率といった客観的指標について、教育の質向上のために適切なものは引き続き活用する。

➢ 法曹養成に係る社会的要請を踏まえ、定量的評価と定性的評価を組み合わせるとともに、各大学院がＤＰに応じて評価指標を設定できるようにする。

「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ　議論のまとめ」（令和８年６月３日）より

○　学部等の評価においては、実践されている「教育の質」を
　①　法令等で求められる教育活動の水準に達しているか（質保証の視点）
　②　学生一人一人の能力を最大限高めるために教育活動の水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか（質向上の視点）　という２つの視点から評価機関は評価していくこととする。

○　なお、学位の種類によって法令等で求められる水準が異なる場合や学位分野の独自性や国際水準の基準と照らして、基準等の追加等は可能とするが、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関において同一の基準となるよう調整がなされる必要がある。
併せて、学位分野の独自性に関して（「学生の視点に立って何を身に付けるべきか」について、「新たな評価」の実施を契機にして、産業界をはじめとした社会の声も参考にしながら、各学位分野の学協会において積極的に議論が行われることを期待する。

「大学院の評価について」（大学院部会（第125回）配付資料）より

1.　大学院段階の評価においても、当然に求められる教育の質を確実に保証するとともに、教育の質向上を後押しするため、「質保証」・「質向上」から構成する。

評価者

➢ 現在の分野別認証評価と同様、実務家を評価者として参入させる。

「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ　議論のまとめ」（令和８年６月３日）より

○　また、これまでの認証評価においては、高等教育機関の教員のみならず、産業界関係者や高校関係者も一部参画してきた。社会の視点を幅広く反映して高等教育の質を評価していくためには、これら関係者の評価手続への一層の参画を促進していくことが必要である。また、国際的な事例も参考に、学生代表者が評価手続に参画すること、また、そのために必要な素養・理念の共有や研修を行うことも今後検討していく。

評価結果

➢ 評価結果を分かりやすく示し、評価結果の活用や各法科大学院の教育改善を促進するため、新たな評価制度全体の仕組みと同様に段階的に評価結果を示すこととする。具体的には、高等教育機関として求められている質保証の基準に達していない法科大学院については「要是正」とし、質保証の基準に達しているもののうち、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される法科大学院」「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている法科大学院」についてはより高く評価することとする4 段階の評価とする。

「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ　議論のまとめ」（令和８年６月３日）より

○　そのため、「新たな評価」においては、高等教育機関全体の評定に加えて、各学部等において段階別の評価結果を付すよう変更する。
具体的には、高等教育機関として求められている質保証の基準に達していない学部等については「要是正」とし、質保証の基準に達しているもののうち、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等」「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」についてはより高く評価することとする4 段階の評価とする。その際の評語については、例えば、星のような特定の記号の数など、高校生や業業等をはじめとした社会にとって分かりやすいものとする。
（略）

「大学院の評価について」（大学院部会（第125回）配付資料）より

✓　研究科ごとの教育の質を評価するにあたっては、質保証の視点と質向上の視点から評価し、評価結果は段階別に示す。
✓　研究科ごとの段階別評価は
①「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達していない研究科」
②「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達している研究科」
（②の水準に達していることを前提に）
③「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を上げている研究科」 という３段階を検討してはどうか。
✓　評語については、例えば、星（３つ星、１つ星、要改善）にするなど、学部段階における評価との整合性も担保しつつ、学生や企業等の社会にとってわかりやすい評語とする方向で検討してはどうか。

法科大学院ごとの「教育の質」の評価

法科大学院ごとの段階別評価の考え方と評価結果の活用イメージ

- ✓ 法科大学院ごとの教育の質を評価するに当たっては、**質保証の視点**と**質向上の視点**から評価し、**評価結果は段階別に示す**。
- ✓ 法科大学院ごとの段階別評価は
  - ①「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達していない法科大学院」
  - ②「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達している法科大学院」
  - （②の水準に達していることを前提に）
  - ③「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される法科大学院」
  - ④「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている法科大学院」

  を高く評価するという**４段階を検討**してはどうか。
- ✓ 評語については、例えば、星（３つ星、２つ星、１つ星、要是正）にするなど、**学生や企業等の社会にとって分かりやすい評語とする方向で検討**してはどうか。

段階の意味	高等教育機関として求められている水準に達していない法科大学院	高等教育機関として求められている水準に達している法科大学院	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される法科大学院	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている法科大学院
評語（案）	要是正	１つ星（★）	２つ星（★★）	３つ星（★★★）
判定方法・活用イメージ	✓ **「質保証の視点」による評価**は**実践している教育が法令等で求められる水準に達しているか**で判定。 ✓ 具体的には、法科大学院ごとの評価項目を質保証の視点により評価し、**１つでも満たさない項目がある場合は「要是正」として判断**する。 ▼ □ **「要是正」法科大学院の場合**、求められる水準に達していないおそれがあることから、**文部科学省でペナルティを含めたその後の対応を検討**。 □ 「要是正」機関は**早期に自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる**。 □ **また、文部科学省は、「要是正」機関に対して、改善状況を聴取し、改善の取組が不十分であったり、改善の見通しがない場合は厳しい措置を講ずる**。		✓ **「質向上の視点による評価」**は**教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているかで判定**。 ✓ 法科大学院の教育は、 ① **法科大学院として共通して求められる資質・能力の育成** ② **各法科大学院それぞれの養成する人材像・特色を踏まえた資質・能力の育成** の視点から評価。 ▼ □ 高く評価された法科大学院に対しては**インセンティブ**を検討	

質保証の視点による評価

「質保証の視点」による評価基準・項目①

I.　明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表		
＜評価基準①＞ 社会・地域のニーズも踏まえ、法科大学院として適切な「養成する人材像」を明確に定め、社会に分かりやすく掲げていること	**＜評価項目＞** a.　社会・地域のニーズも踏まえ、法科大学院として適切な「養成する人材像」を明確に定め、示していること	**＜質保証の視点＞** • 「養成する人材像」を、法科大学院として適切で、社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしており、学生・教職員の間で共有し、社会に対して発信しているか。
＜評価基準②＞ 「養成する人材像」に照らして必要かつ法曹となろうとする者にふさわしい学識及び能力並びに素養を「修了認定・学位授与の方針」（DP）において示していること	a.　「養成する人材像」に照らして必要かつ法曹となろうとする者にふさわしい学識及び能力並びに素養を「修了認定・学位授与の方針」（DP）で示していること	• DPを示しているか。 • 掲げている「養成する人材像」とDPとの関連が示され、DPを法曹となろうとする者にふさわしいものとしているか。
＜評価基準③＞ 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること	a.　「修了認定・学位授与の方針」（DP）と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」（CP）を策定していること	• DPと整合性があるCPを策定しているか。 • 法科大学院として適切なCPを策定しているか。 • CPを適切な方法で公表しているか。
	b.　「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して教育課程を段階的かつ体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること	• CPに照らして教育課程を体系的に編成しているか。 • 法科大学院に必要な科目が段階的かつ体系的に開設されているか。 • 教育課程を編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。 • シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」を明示しているか。 • 法曹となろうとする者に必要な学識及び能力並びに素養を涵養するのにふさわしい授業科目を開設しているか。 • 授業を適切な方法で行っているか。 • 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、法律基本科目については原則として50人以下となっているか。（50人以下となっていない場合、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができるものとなっているか。） • 授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。

「質保証の視点」による評価基準・項目②

I.　明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表		
＜評価基準③＞ 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること	c.　教育課程連携協議会による意見を踏まえ、教育課程を編成・実施していること	• 教育課程連携協議会が設置され、教育課程の編成・実施について審議されているか。
	d.　法曹養成連携協定を締結した法科大学院が、法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項を実施していること	• 法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項が実施されているか。
＜評価基準④＞ 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に照らして、必要な資質・能力を図るために「入学者受け入れの方針」（AP）を的確に定めるとともに、当該APに基づき適切に入学者選抜を実施すること	a.　「教育課程編成・実施の方針」（CP）に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者受入れの方針」（AP）を的確に定めていること	• 的確なAPを定めているか。
	b.　法曹としての適性を有する多様な入学者の確保を図るとともに、「入学者受入れの方針」（AP）に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて入学者の選抜が行われていること	• APに沿った入学者選抜方法を学生募集要項等に示しているか。 • 学生の入学に関して教授会等において扱っているか。 • 法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、必要な情報を公表しているか。 • 入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜の実施に関する事項について、多様な入学者を確保するために適切な配慮を行っているか。

「質保証の視点」による評価基準・項目③

II. 適切な学位審査・円滑な学位授与の実施		
＜評価基準①＞ 「修了認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、適切な審査体制が整備されていること	**＜評価項目＞** a. 「修了認定・学位授与の方針」（DP）において示す資質・能力に応じ、適切な体制が整備されていること	**＜質保証の視点＞** • 修了認定の体制が明らかで、その内容等が法令を満たしているか。 • 修了に関し教授会等で扱っているか。
＜評価基準②＞ 審査体制の整備に当たっては、審査の透明性・客観性が担保されていること	a. 修了認定及び学位授与の審査等に係る基準を適切に設定するとともに学生に示していること	• 修了認定の基準や判定方法が明らかで、その内容等が法令を満たしているか。 • 修了認定の基準や法令に従い適切に修了認定が行われているか。 • 厳格かつ客観的に評価及び認定が行われているか。 • 在学期間の短縮や法学既修者認定に関する規定を法令に従い定めているか。
＜評価基準③＞ 学位の授与が円滑に行われていること	a. 標準修業年限内での円滑な学位授与が行われていること	• 標準修業年限以内で修了した者の占める割合が公表されているか。 • 標準修業年限以内で修了した者の占める割合の情報公表等を通じて、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たし、社会からの信頼と支援を得られるよう取組が進められているか。 • 標準修業年限以内で修了していない者について、標準修業年限で修了していない原因（留学、就職・起業、家庭の事情等（病気・怪我・出産・育児・介護等）など）を把握し、必要な分析を行っているか。（課程の修了の認定に当たっては、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針に沿って、厳格な成績評価に基づき適切に行うべきものであることには留意が必要。）
Ⅲ. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善		
＜評価基準①＞ 学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること	**＜評価項目＞** a. 教育改善のための体制を構築していること	**＜質保証の視点＞** • 教育改善を図るための体制を備えているか。
	b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること	• 自己点検・評価を行い、改善・向上を行っているか。 • 学修成果の可視化によって得られた結果等を教育内容・方法等の改善に活用しているか。 • 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

質向上の視点による評価

法科大学院における質向上の視点の考え方（案）

- 学部・大学院一般の質向上の評価の視点も踏まえ、「**学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げているか**」について、教育の取組と教育成果を一体的に評価。
- 特に法科大学院については、**各大学の特色・魅力の伸長を図る必要性**とともに、**法科大学院として共通して求められる役割**があり、これまでも共通の客観的指標（司法試験合格率等）による評価が行われてきたことを踏まえ、**「①法科大学院として求められる資質・能力の育成」**と**「②各法科大学院それぞれの養成する人材像・特色を踏まえた資質・能力の育成」**という２つの視点から評価。
- 各法科大学院は、教育成果と、教育成果を挙げるための取組の状況を様々な根拠やデータを組み合わせて評価機関に対して説明。
- 評価員は、**教育活動を通じて教育成果を挙げているか**について、以下のポイントを踏まえ**総合的に判断**する。

優れた取組を通じて高い成果が出ているか一体的に評価

①及び②の達成状況を総合的に評価

	教育の取組	教育の成果
① 法科大学院として共通して求められる資質・能力の育成	➢ ①、②のための各法科大学院の取組 （取組内容・実績を示す根拠例） ● 社会人学生の学習環境の整備（社会人に配慮した授業時間設定等） ● 学生への経済的支援（リサーチ・アシスタントとしての雇用、学会参加費・渡航費支援等） ● 海外の法律事務所への派遣数 ● 他研究科等と連携した講演、国際セミナー等の参加人数 ● 「国際法曹枠・理系法曹枠」（特別選抜入試）入学者数 ● 研究者養成を視野に入れた科目の受講者数 ● リカレント教育プログラム履修者数 ● きめ細かな指導を行うための最低基準を大きく上回る教員等配置等の状況 ● 実務臨床科目の受講者数 ● ICT設備や図書等の資料を含めた学修効果を向上させるための施設設備の充実 ● 提供している授業の数・科目数 ● 補助教員／実務家教員の活用（ゼミ受講者、答案添削利用者） ● 連携協定先との協働 ● 修了生受験生への支援状況 ● バリアフリーの取組（ノートテイク等） ● 就職支援の取組　等	➢ A)～C)の共通の客観的指標 A）５年間の累積司法試験合格率 B）法学未修者の５年間の累積司法試験合格率 C）修了後１年目までの司法試験合格率
② 各法科大学院それぞれの養成する人材像・特色を踏まえた資質・能力の育成		➢ 各法科大学院のDPに応じた客観的指標や個別の活躍事例 （教育成果を示す客観的指標や活躍事例の根拠例） ● 非法学部出身者及び社会人経験者の司法試験合格率・合格者数 ● 法学だけでない特定の分野の知識や経験を活かし活躍する修了者の事例 ● 女性の司法試験合格率・合格者数 ● 大都市部以外の地区で弁護士登録した修了者の割合・数 ● 国際的に活躍する修了者の事例 ● 組織内弁護士、法務担当者や公務法曹の輩出実績 ● 修了者の活躍を示す就職先へのアンケート調査結果 ● 法科大学院等の教員・研究者となった修了者の数・事例　等

段階別評価の考え方

３つ星（★★★）：①及び②の視点ともに優れた取組みを通じて高い成果が認められる。
２つ星（★★）　：①及び②の達成状況を総合的に勘案すれば、今後３つ星の水準に達することが期待される。（※）
１つ星（★）　　：質保証の基準は満たしているが、２つ星・３つ星に該当しない。

※　①と②を総合的に勘案して一定の水準に達している場合に２つ星に該当するものであり、①か②いずれか一方の高い評価だけによって２つ星と評価されるものではない。（具体的な水準の設定や①②の比重の在り方については、今後実務的に検討。）

参考資料

現行制度と新たな評価の対応

加算プログラム

加算額

各大学が設定したKPIの目標値に対する達成度を基に算出

基礎額

共通の客観的指標について全国平均との比較等により算出

認証評価

大学評価基に基づき「適合」「不適合」の判断

【加算額の評価対象の取組】
- 未修者教育の充実
- 社会人学生に対する支援
- 女性法曹輩出に対する取組
- 法曹コースをはじめとした学部との連携
- 複数の法科大学院との連携
- 地域の自治体や法曹界、産業界との連携
- 教育の充実（ICTの活用、在学中受験に向けた教育課程の工夫、司法修習との連携　等）
- 大学独自の取組（グローバル化、博士課程への接続　等）

【各大学が設定するKPI例】
- 共通到達度試験結果
- 夜間コース修了者合格率
- 女性合格率
- 法曹コース修了者合格率
- 単位互換科目修得者数
- 組織内弁護士・法務担当者就職実績
- 特定地域の弁護士会
- 学生のカリキュラム満足度
- 個別サポートを受けた学生割合
- 海外プログラム参加者数
- 外国籍等合格者数
- 博士後期課程進学者数　等

【基礎額算定の指標】
- **司法試験合格率（５年間の累積合格率、修了後１年目までの合格率等）**
- 入学者選抜における競争倍率
- 入学者数
- **夜間開講**
- **地域配置**
- **共通到達度確認試験の活用**

【認証評価の細目省令】
- 入学者選抜
- **教員研究実施組織**
- 定員管理
- 教育課程の編成
- 同時に授業を行う学生の数の設定
- 授業の方法
- 学修成果の評価及び修了の認定
- 組織的な研修及び研究の実施
- 教育活動等の状況に係る情報の公表
- 単位数の上限の設定
- 単位及び法学既修者の認定
- 課程の修了認定
- **教育上必要な施設及び設備**
- **図書その他の教育上必要な資料の整備**
- **教育活動の成果及び当該成果に係る教育活動の実施状況**
- 連携法科大学院における認証評価の実施状況

【法科大学院の取組】
- 社会人学生の学習環境の整備（社会人に配慮した授業時間設定等）
- 学生への経済的支援（リサーチ・アシスタントとしての雇用、学会参加費・渡航費支援等）
- 海外の法律事務所への派遣数
- 他研究科等と連携した講演、国際セミナー等の参加人数
- 「国際法曹枠・理系法曹枠」（特別選抜入試）入学者数
- 研究者養成を視野に入れた科目の受講者数
- リカレント教育プログラム履修者数
- きめ細かな指導を行うための最低基準を大きく上回る教員等配置等の状況
- 実務臨床科目の受講者数
- ICT設備や図書等の資料を含めた学修効果を向上させるための施設設備の充実
- 提供している授業の数・科目数
- 補助教員／実務家教員の活用（ゼミ受講者、答案添削利用者）
- 連携協定先との協働
- 修了生受験生への支援状況
- バリアフリーの取組（ノートテイク等）
- 就職支援の取組　等

【教育成果を示す根拠例】
- **非法学部出身者及び社会人経験者の司法試験合格率・合格者数**
- **法学だけでない特定の分野の知識や経験を活かし活躍する修了者の事例**
- **女性の司法試験合格率・合格者数**
- **大都市部以外の地区で弁護士登録した修了者の割合・数**
- **国際的に活躍する修了者の事例**
- **組織内弁護士、法務担当者や公務法曹の輩出実績**
- **修了者の活躍を示す就職先へのアンケート調査結果**
- **法科大学院等の教員・研究者となった修了者の数・事例　等**

【指標】
- **５年間の累積司法試験合格率**
- **法学未修者の５年間の累積司法試験合格率**
- **修了後１年目までの司法試験合格率**

【質保証の視点】
- Ⅰ①a（養成する人材像）
- Ⅰ②a（DP）
- Ⅰ③a（CP）
- Ⅰ③b（授業科目）
- Ⅰ③c（教育課程連携協議会）
- Ⅰ③d（法曹養成連携協定）
- Ⅰ④a（AP）
- Ⅰ④b（入学者選抜）
- Ⅱ①a（学位授与審査体制）
- Ⅱ②a（学位授与審査基準）
- Ⅱ③a（標準修業年限）
- Ⅲ①a（教育改善）
- Ⅲ①b（自己点検・評価）

新たな評価

質向上の視点②

各法科大学院のDPに応じた教育成果を挙げていることを示す客観的指標や個別の活躍事例に基づき評価

質向上の視点①

法科大学院として共通して求められる資質・能力を指標の状況に基づき評価

質保証の視点

法令適合性の確認

現行分野別認証評価の大学評価基準と「新たな評価」の基準等（案）との比較

※法令は専門職大学院設置基準の範囲で確認の上作成

細目省令	専門職大学院 設置基準との対応	現時点の基準等（案）との比較
イ　入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価及び判定に関すること。	第19条～第20条、第20条の７ （連携法第５条、第10条）	・質保証Ⅰ④a（AP） ・質保証Ⅰ④b（入学者選抜）
ロ　専任教員の適切な配置その他の教育研究実施組織に関すること。	第４条～第５条	（機関全体の評価基準１）（質向上の視点）
ハ　入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。	- （大学院設置基準第10条）	（※調整中）
ニ　教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の段階的かつ体系的な教育課程の編成に関すること。	第20条の２～第20条の３	・質保証Ⅰ③a（CP） ・質保証Ⅰ③b（授業科目）
ホ　一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。	第20条の４	・質保証Ⅰ③b（授業科目）
ヘ　法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。以下この号及び次号において「連携法」という。）第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法に関すること。	第20条の５	・質保証Ⅰ③b（授業科目）
ト　学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定に関すること。	第10条、第20条の６	・質保証Ⅰ②a（DP） ・質保証Ⅱ①a（学位授与審査体制） ・質保証Ⅱ②a（学位授与審査基準） ※学修成果の評価については簡素化
チ　授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。	第５条の２	・質保証Ⅲ①a（教育改善）
リ　教育活動等の状況に係る情報の公表に関すること。	第20条の７	・質保証Ⅰ④b（入学者選抜）　等
ヌ　学生が一年間に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。	第20条の８	・質保証Ⅰ③b（授業科目）
ル　専門職大学院設置基準第二十二条第一項の規定による単位の認定及び同令第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。	第22条、第24条～第25条	・質保証Ⅱ②a（学位授与審査基準）
ヲ　課程の修了要件に関すること。	第23条	・質保証Ⅱ②a（学位授与審査基準）
ワ　教育上必要な施設及び設備（カに掲げるものを除く。）に関すること。	第17条	（機関全体の評価基準１）（質向上の視点）
カ　図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。	第17条	（機関全体の評価基準１）（質向上の視点）
ヨ　法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関すること。	第20条の７	（質向上の視点）
タ　連携法第六条第二項第一号に規定する連携法科大学院における同法第十二条第二項に規定する実施状況に関すること。	（連携法第６条、第12条）	・質保証Ⅰ③d（法曹養成連携協定）
（細目省令に対応しないもの）	・（大学院設置基準第１条の２） ・第６条の２ ・第18条 ・（学教法第109条）	・質保証Ⅰ①a（養成する人材像） ・質保証Ⅰ③c（教育課程連携協議会） ・質保証Ⅱ③a（標準修業年限） ・質保証Ⅲ①b（定期的な点検・評価）

※赤字：大学院・専門職大学院一般にはない評価項目

定量指標（案）の参考となる指標例

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

※基礎指標抜粋

	指標		点数
①※1	司法試験の合格率	直近5年間の修了者に係る累積合格率※2が全国平均以上 直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合 ・下記以外 ・直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均半分未満の場合 さらに、以下に該当する場合は加点 ・直近5年間の修了者に係る累積合格率が75%以上　＋２点	６点 ２点 ０点
②※1	法学未修者の司法試験の合格率	直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均以上 直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合 ・下記以外 ・全国平均の半分未満 さらに、以下に該当する場合は加点 ・直近５年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が55%以上　＋２点	５点 ２点 ０点
③※1	修了後１年目までの司法試験の合格率	法科大学院修了後1年目までの司法試験合格率（既修・未修合計）について 「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回以上 「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回未満の場合 ・下記以外 ・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続 さらに、以下に該当する場合は加点 ・直近3年間の「合格率が55%以上」　＋2点	４点 ２点 ０点
④	入学者選抜における競争倍率	2.0倍以上 1.75倍以上かつ2.0倍未満 1.5倍以上かつ1.75倍未満 1.5倍未満	３点 ２点 １点 ０点
⑤	入学者数	下記以外 3年連続して入学者数が10名未満である場合	２点 ０点
⑥	夜間開講	別に示す条件を全て満たした上で実施※3 上記以外 さらに、要件を満たした上で以下に該当する場合は加点 ・直近の社会人入学者数が10名以上　＋１点	１点 ０点
⑦	共通到達度確認試験の活用	活用している（進級判定、学修状況の把握、学習指導、FD活動、教材開発など） 活用せず	２点 ０点
⑧※4	地域配置※5 又は	同一都道府県内に2校以下 同一都道府県内に3校以上	２点 ０点
	夜間開講※6	実施 実施せず	２点 ０点

現況分析

※教育に関する項目抜粋

【教育に関する現況分析基本データ】
- ●学生数（男女別）
- ●社会人学生の割合
- ●留学生の割合
- ●日本人留学生の割合
- **●入学定員充足率**
- ●本務教員当たりの学生数
- ●本務教員数（男女別）
- ●退学率
- ●入学者のうち標準修業年限内卒業・修了率
- **●入学者のうち標準修業年限×1.5年以内卒業・修了率**
- ●卒業・修了者に占める進学者の割合
- ●卒業・修了者に占める就職者の割合

【教育の現況分析に用いる政府公表データ】
- ●国家試験合格率（法科大学院修了者の司法試験合格率等）
- ●教員就職率（正規任用のみの教員就職率（教職大学院）等）

その他

- ●３ポリ策定の有無
- ●授業時間
- ●履修登録上限単位数
- ●単位認定の基準の有無
- ●修了要件単位数
- ●専任教員数（年齢構成含む）
- ●教授数
- ●実務家教員数
- ●教育課程連携協議会の有無・構成
- ●留年者
- ●休学者

（参考）大学基準協会分野別認証評価における「専門職大学院基準に関する基礎要件データ」より

※1　（略）
※2　各法科大学院の修了者のうち、法科大学院修了資格をもって司法試験を受験した者の実数に対する司法試験の合格者数の割合。
※3　別に示す条件は以下のとおりとする。
・夜間その他特定の時間又は時期において授業を行い(大学院設置基準第 14 条に該当)、これらの授業のみで学位が取得できる体制であること　（一部のコース等に限り(例：既修コースのみ)学位が取得できる体制である場合を含む）
・社会人入学者の割合が全国平均以上
・社会人学生が学びやすい環境を整備している（例：オンデマンド方式の遠隔授業の活用、長期履修制度の柔軟な運用など）
※4　①～⑦の指標によって分類を行った際、第3類型に該当する場合に適用。
※5　本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。
※6　夜間開講の定義は、以下のとおり。
・夜間その他特定の時間又は時期において授業を行い(大学院設置基準第 14 条に該当)、これらの授業のみで学位が取得できる体制であること（一部のコース等に限り(例：既修コースのみ)学位が取得できる体制である場合を含む）
本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

資料７－２

【法科大学院評価】

質保証の視点

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と 3 つのポリシーの策定・公表

＜評価基準①＞
社会・地域のニーズも踏まえ、法科大学院として適切な「養成する人材像」を明確に定め、社会に分かりやすく掲げていること
＜評価項目＞
a. 社会・地域のニーズも踏まえ、法科大学院として適切な「養成する人材像」を明確に定め、示していること

【根拠資料例】

- 「養成する人材像」を記載した学則等及び HP での公表を示す資料
- 教育課程連携協議会議事録、外部評価委員会報告書、自治体との連携協定書等の養成する人材像が社会・地域ニーズを踏まえていることが分かる資料等
- 全国学生調査

※ 「養成する人材像」は大学院設置基準第１条の２に掲げる人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を指す

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学教法第 99 条、学教法施行規則第 172 条の２、大学院設置基準第１条の２、認可基準告示第１条第１項第２号、連携法第２条第１号

質保証の視点

□ 「養成する人材像」を、法科大学院として適切で、社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしており、学生・教職員の間で共有し、社会に対して発信しているか。

【判断例】

□ 法科大学院の「養成する人材像」を学則等に定めていない。

□ 「養成する人材像」を、法科大学院として適切なものとしていない。

※ 例えば、「養成する人材像」が、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とし、法曹の養成のための中核的な教育機関である法科大学院として適切なものでない場合。

□ 「養成する人材像」を社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしていない。

※ 例えば、「養成する人材像」が社会や地域ニーズを踏まえたものになっているとの根拠が示せない場合。

□ 「養成する人材像」を学生や教職員に共有していない。

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と 3 つのポリシーの策定・公表

＜評価基準②＞
「養成する人材像」に照らして必要かつ法曹となろうとする者にふさわしい学識及び能力並びに素養を「修了認定・学位授与の方針」（DP）において示していること
＜評価項目＞
a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ法曹となろうとする者にふさわしい学識及び能力並びに素養を「修了認定・学位授与の方針」（DP）で示していること

【根拠資料例】

- 法科大学院の DP を示している学則等もしくは公表を示す資料
- 「養成する人材像」と DP との関連を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の２、施行規則第 172 条の２、連携法第４条、第５条第３号、専門職大学院設置基準第 10 条第２項、第 20 条の６

質保証の視点
□ DP を示しているか。 □ 掲げている「養成する人材像」と DP との関連が示され、DP を法曹となろうとする者にふさわしいものとしているか。 **【判断例】** □ DP を適切な方法で公表しているか。 □ 「養成する人材像」に照らし必要な学識及び能力並びに素養を DP に掲げていない。 □ 連携法第４条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を DP に掲げていない。

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と 3 つのポリシーの策定・公表

＜評価基準③＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
a. 「修了認定・学位授与の方針」（DP）と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」（CP）を策定していること

【根拠資料例】

- CP を示している学則等もしくは公表を示す資料
- DP と CP の関係性を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の２、施行規則第 172 条の２、専門職大学院設置基準第 20 条の２、連携法第２条、第４条

質保証の視点
□ DP と整合性がある CP を策定しているか。 □ 法科大学院として適切な CP を策定しているか。 □ CP を適切な方法で公表しているか。

【判断例】

□ DP と整合性がある CP を策定していない。
□ CP が連携法第２条に規定する法曹養成の基本理念及び同法第４条に規定する大学の責務を踏まえたものとなっていない。
□ CP を適切な方法で公表していない。

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と 3 つのポリシーの策定・公表

＜評価基準③＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
b. 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して教育課程を段階的かつ体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること

【根拠資料例】

- シラバス
- 履修要項
- シラバスを確認するための組織体制等を示す資料
- カリキュラムツリー、カリキュラムマップなど教育課程の体系性等を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

専門職大学院設置基準第８条～第９条、第 20 条の２～第 20 条の５、第 20 条の８、大学院設置基準第 14 条、大学設置基準第 21 条～第 23 条、施行規則第 172 条の２

質保証の視点

□　CP に照らして教育課程を体系的に編成しているか。
□　法科大学院に必要な科目が段階的かつ体系的に開設されているか。
□　教育課程を編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。
□　シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」を明示しているか。
□　法曹となろうとする者に必要な学識及び能力並びに素養を涵養するのにふさわしい授業科目を開設しているか。
□　授業を適切な方法で行っているか。
□　同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、法律基本科目については原則として 50 人以下となっているか。(50 人以下となっていない場合、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができるものとなっているか。)
□　授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。

【判断例】

□　「養成する人材像」や DP・CP を実現するために十分な教育課程を段階的かつ体系的に編成していない。

※　段階性・体系性の判断例

- 法律基本科目の基礎科目及び応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目並びに展開・先端科目を開設していない。
- 教育課程の編成に当たって、連携法第２条に規定する法曹養成の基本理念及び同法第４条に規定する大学の責務を踏まえ適切に配慮がなされていない。
- 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていない。
- 30 単位以上の基礎科目を必修科目として開設していない。
- 法律基本科目の開設に当たって、学生が公法系科目、民事系科目、刑事系科目のいずれかに過度に偏ることなく履修するよう配慮がなされていない。
- 法律基本科目の基礎科目及び応用科目の履修を踏まえて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を履修するよう、教育課程が編成されていない。
- 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系・私法系）の全てを開設するよう努めていない。
- 機関の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当していない。
- 「養成する人材像」に対応した履修モデルが示されていない。

□　学内規程等で教育課程を編成するための適切な意思決定機関が定められていない。
□　シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」を明示していない。
□　個別の科目の内容を、法曹養成のための教育としてふさわしい内容・水準としていない。
□　明らかに授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮しておらず、単位数を適切に定めていない。

□ 事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により適切な授業方法で行っていない。

□ オンラインなどのメディア授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示し、十分な教育効果が得られるものである内容としていない。

□ 論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮していない。

□ 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされていない。

□ 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は原則として 50 人以下とされていない。（50 人以下となっていない場合、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができるものとなっていない。）

□ 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限を法令に即して適切に設定していない。（原則として一年につき 36 単位が標準。）

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と 3 つのポリシーの策定・公表

＜評価基準③＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
c. 教育課程連携協議会による意見を踏まえ、教育課程を編成・実施していること

【根拠資料例】

- 教育課程連携協議会の設置及び運用に関する規程
- 教育課程連携協議会の名簿（規程上の構成員との対応関係が分かる資料）
- 教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

【関係法令】

専門職大学院設置基準第６条の２

質保証の視点
□ 教育課程連携協議会が設置され、教育課程の編成・実施について審議されているか。

【判断例】

□ 教育課程連携協議会が設置されていない。
□ 教育課程連携協議会が産業界等の必要な関係者により構成されていない。
□ 教育課程連携協議会において教育課程の編成・実施について審議されていない。
□ 教育課程連携協議会からの意見が学長等に述べられていない。

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と 3 つのポリシーの策定・公表

＜評価基準③＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
d. 法曹養成連携協定を締結した法科大学院が、法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項を実施していること

【根拠資料例】

- 法曹養成連携協定の協定書
- 締結している法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項の対応状況が確認できる資料

【関係法令】

連携法第６条、第 12 条第２項

質保証の視点
□　法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項が実施されているか。 **【判断例】** □　法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項が実施されていない。

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と 3 つのポリシーの策定・公表

＜評価基準④＞
「教育課程編成・実施の方針」(CP) に照らして、必要な資質・能力を図るために「入学者受け入れの方針」(AP) を的確に定めるとともに、当該 AP に基づき適切に入学者選抜を実施すること
＜評価項目＞
a. 「教育課程編成・実施の方針」(CP) に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者受入れの方針」(AP) を的確に定めていること

【根拠資料例】

- AP を示している学則等もしくは公表を示す資料
  ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の２、施行規則第 172 条の２、専門職大学院設置基準第 19 条～第 20 条、大学院設置基準第１条の３、連携法第 10 条

質保証の視点
□　的確な AP を定めているか。 **【判断例】** □　的確な AP を定めていない。

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と 3 つのポリシーの策定・公表

＜評価基準④＞
「教育課程編成・実施の方針」(CP) に照らして、必要な資質・能力を図るために「入学者受け入れの方針」(AP) を的確に定めるとともに、当該 AP に基づき適切に入学者選抜を実施すること
＜評価項目＞
b. 法曹としての適性を有する多様な入学者の確保を図るとともに、「入学者受入れの方針」(AP) に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて入学者の選抜が行われていること

【根拠資料例】

- AP を示している学則等もしくは公表を示す資料
- 入学者選抜方法を示す資料
- 教授会規程、教授会議事録等
- 法令で法科大学院に求められている事項に関するデータ等（教育課程、入学者選抜の実施状況、標準修業年限修了率等）

  ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学教法第 93 条、施行規則第 165 条の２、第 172 条の２、専門職大学院設置基準第 19 条～第 20 条、第 20 条の７、大学院設置基準第１条の３、連携法第５条、第 10 条

質保証の視点
□ AP に沿った入学者選抜方法を学生募集要項等に示しているか。 □ 学生の入学に関して教授会等において扱っているか。 □ 法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、必要な情報を公表しているか。 □ 入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜の実施に関する事項について、多様な入学者を確保するために適切な配慮を行っているか。 **【判断例】** □ 入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていない。 □ AP に沿って公正かつ妥当な入学者選抜方法としていない。 □ 入学者選抜を適切な体制を整えて行っていない。 □ 教授会等において学生の入学について扱われていない。

□　法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するために必要な情報を社会に公表していない。

□　社会人や法学以外を専門とする者など多様な入学者を確保するために適切な配慮を行っていない。

□　早期卒業して入学しようとする者や飛び入学しようとする者に対して適切な配慮を行っていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
適切な学位審査・円滑な学位授与の実施

＜評価基準①＞
「修了認定・学位授与の方針」(DP) に沿って厳格な学位授与を行うために、適切な審査体制が整備されていること
＜評価項目＞
a. 「修了認定・学位授与の方針」(DP) において示す資質・能力に応じ、適切な体制が整備されていること

【根拠資料例】

- 教授会規程、議事録等
- 学則など修了認定の体制を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学教法第 93 条、専門職大学院設置基準第 10 条、第 20 条の６、第 23 条～第 25 条

質保証の視点
□ 修了認定の体制が明らかで、その内容等が法令を満たしているか。 □ 修了に関し教授会等で扱っているか。

【判断例】

□ 修了認定の体制を明らかにしていない。
□ 修了に関し教授会等で扱われていない。
□ 適切な体制で修了認定が行われていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
適切な学位審査・円滑な学位授与の実施

＜評価基準②＞
審査体制の整備に当たっては、審査の透明性・客観性が担保されていること
＜評価項目＞
a. 修了認定及び学位授与の審査等に係る基準を適切に設定するとともに学生に示していること

【根拠資料例】

- 教授会規程、議事録等
- 学則など修了認定の基準や判定方法を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

専門職大学院設置基準第 10 条、第 20 条の６、第 22 条～第 25 条、施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□ 修了認定の基準や判定方法が明らかで、その内容等が法令を満たしているか。 □ 修了認定の基準や法令に従い適切に修了認定が行われているか。 □ 厳格かつ客観的に評価及び認定が行われているか。 □ 在学期間の短縮や法学既修者認定に関する規定を法令に従い定めているか。 **【判断例】** □ 修了認定の基準や判定方法を明らかにしていない。 □ 修了認定の基準が 93 単位以上修得することなどの修了に関する法令上の要件を満たしていない。 □ 修了認定の基準や法令に従い、適切に修了認定が行われていない。 □ 厳格かつ客観的に認定が行われていない。 □ 在学期間の短縮や法学既修者認定に関する規定を法令に従い定めていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
適切な学位審査・円滑な学位授与の実施

＜評価基準③＞
学位の授与が円滑に行われていること
＜評価項目＞
a. 標準修業年限内での円滑な学位授与が行われていること

【根拠資料例】

- 学位授与数
- 標準修業年限修了率

【関係法令】

専門職大学院設置基準第 18 条、学教法施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□ 標準修業年限以内で修了した者の占める割合が公表されているか。 □ 標準修業年限以内で修了した者の占める割合の情報公表等を通じて、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たし、社会からの信頼と支援を得られるよう取組が進められているか。 □ 標準修業年限以内で修了していない者について、標準修業年限で修了していない原因（留学、就職・起業、家庭の事情等（病気・怪我・出産・育児・介護等）など）を把握し、必要な分析を行っているか。（課程の修了の認定に当たっては、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針に沿って、厳格な成績評価に基づき適切に行うべきものであることには留意が必要。） **【判断例】** □ 標準修業年限以内で修了した者の占める割合が公表されていない。 □ 標準修業年限以内で修了した者の占める割合の情報公表等を通じて、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たし、社会からの信頼と支援を得られるよう取組が進められていない。 □ 標準修業年限以内で修了せずに退学した者及びその他の修了していない者（長期履修学生や留年者等）の割合並びに一の年度に修了した者のうち学位を取得するために要した年数ごとの修了者の割合といったその他学位授与の状況に関することが公表されていない。 □ 標準修業年限以内で修了していない者について、標準修業年限で修了していない原因（留学、就職・起業、家庭の事情等（病気・怪我・出産・育児・介護等）など）を把握していない。また、必要な分析を行っていない。（課程の修了の認定に当たっては、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針に沿って、厳格な成績評価に基づき適切に行うべきものであることには留意が必要。）

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

＜評価基準①＞
学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること
＜評価項目＞
a.　教育改善のための体制を構築していること

【根拠資料例】

- 教育改善のための体制に係る説明図（規程・体制図など）
- 学修成果の評価結果を教育内容・方法の改善に活用していることを示す資料
- 授業内容及び方法の改善を図るための研修を実施する仕組みを示す資料
- 教員及び事務職員の必要な能力及び資質を向上させるための研修機会の提供を示す資料

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

専門職大学院設置基準第１条第３項、第５条の２、大学院設置基準第 43 条、細目省令第１条第２項第１号ト及び同項第２号

質保証の視点

□　教育改善を図るための体制を備えているか。

【判断例】

□　教育改善に係る規程や体制を整えていない。

□　授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（FD）を実施する仕組みとしていない。

□　機関の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修（SD）の機会を設けていない。

□　授業の一部を分担する指導補助者（教員を除く。）がいる場合、当該補助者に対し必要な研修を行うこととしていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.
学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

＜評価基準①＞
学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること
＜評価項目＞
b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

【根拠資料例】

- 自己点検・評価を行っていることを示す資料
- 学修成果の把握・評価した結果を教育改善に活かしていることを示す資料
- 自己点検・評価結果に基づく改善計画
- 地域、産業界、教職員、学生などのステークホルダーからの意見を聴取し、それを踏まえて定期的に点検・評価していることを示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学校教育法第 109 条

質保証の視点
□ 自己点検・評価を行い、改善・向上を行っているか。 □ 学修成果の可視化によって得られた結果等を教育内容・方法等の改善に活用しているか。 □ 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

【判断例】

□ ステークホルダーからの意見を聞いていない。
□ 定期的な自己点検・評価を実施していない。
□ 学修成果の可視化や自己点検・評価の結果に基づいた改善・向上を行っていない。

質向上の視点

質向上の視点

□　教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか。

□　法科大学院の教育は、
①法科大学院として共通して求められる資質・能力を育成していること　及び
②各法科大学院それぞれの養成する人材像・特色を踏まえた資質・能力を育成していること
の視点から評価。

□　①及び②の視点ともに優れた取組みを通じて高い成果が認められる場合には３つ星の評価とし、３つ星には至らないが①及び②の達成状況を総合的に勘案すれば、今後３つ星の水準に達することが期待される場合（※）には２つ星の評価とする。
※　①と②を総合的に勘案して一定の水準に達している場合に２つ星に該当するものであり、①か②いずれか一方の高い評価だけによって２つ星と評価されるものではない。（具体的な水準の設定や①②の比重の在り方については、今後実務的に検討。）

◆教育の成果

視点① 法科大学院として共通して求められる資質・能力の育成

【客観的指標】

①司法試験の合格率（５年間の累積合格率）

②法学未修者の司法試験の合格率（５年間の累積合格率）

③司法試験の合格率（修了後１年目までの合格率）

➢　①～③の状況に基づき評価。

視点② 各法科大学院それぞれの養成する人材像・特色を踏まえた資質・能力の育成

【判断のポイント】

➢　各法科大学院がそれぞれの DP に掲げる資質・能力に応じた教育成果を挙げていることを示す客観的指標や活躍事例に基づき評価。

（教育成果を示す客観的指標や活躍事例の例）

- 非法学部出身者及び社会人経験者の司法試験合格率・合格者数
- 法学だけでない特定の分野の知識や経験を活かし活躍する修了者の事例
- 女性の司法試験合格率・合格者数
- 大都市部以外の地区で弁護士登録した修了者の割合・数
- 国際的に活躍する修了者の事例
- 組織内弁護士、法務担当者や公務法曹の輩出実績
- 修了者の活躍を示す就職先へのアンケート調査結果
- 法科大学院等の教員・研究者となった修了者の数・事例

等

◆教育の取組

【判断のポイント】

- ①、②の教育成果を実現するための各法科大学院の取組内容及びその実績に基づき評価。

（取組内容・実績を示す根拠例）

- 社会人学生の学習環境の整備（社会人に配慮した授業時間設定等）
- 学生への経済的支援（リサーチ・アシスタントとしての雇用、学会参加費・渡航費支援等）
- 海外の法律事務所への派遣数
- 他研究科等と連携した講演、国際セミナー等の参加人数
- 「国際法曹枠・理系法曹枠」（特別選抜入試）入学者数
- 研究者養成を視野に入れた科目の受講者数
- リカレント教育プログラム履修者数
- きめ細かな指導を行うための最低基準を大きく上回る教員等配置等の状況
- 実務臨床科目の受講者数
- ICT 設備や図書等の資料を含めた学修効果を向上させるための施設設備の充実
- 提供している授業の数・科目数
- 補助教員／実務家教員の活用（ゼミ受講者、答案添削利用者）
- 連携協定先との協働
- 修了生受験生への支援状況
- バリアフリーの取組（ノートテイク等）
- 就職支援の取組

等

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ　議論のまとめ 概要

資料７－３

第１部　新たな評価の基本的な考え方

※ 研究科の評価の在り方は別途大学院部会等で検討中であり、今後、同部会での検討状況を踏まえ、「新たな評価」に組み入れることとする。

我が国の高等教育における質保証・向上の考え方と認証評価の現状

- 我が国の高等教育の質保証・向上システムは設置認可審査、設置計画履行状況等調査、自己点検・評価、認証評価、情報公表等で構築。
- その中で**認証評価制度はその中核**。制度開始20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる**一方で、以下のような**課題も指摘**されている。

①社会的機能の再考の必要性

・社会からの理解と支持を得るためには、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった「教育の質」を第三者かつ専門家の評価を通じて可視化すべきではないか

・高等教育機関の多様性等を尊重しつつ、評価の客観性・公平性をより高めることが必要ではないか。評価結果が社会に十分認知されていないのではないか

②評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足

十分な動機付けがないこと等による「徒労感」があるのではないか

③内部質保証の意義の浸透

学内の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか

高等教育を取り巻く社会的な状況と「新たな評価」の必要性

- ✓ 急速な少子化（※）の中では、社会・就業構造を踏まえながら、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を確保することがこれまで以上に必要。高等教育機関の多様性を確保を図った上で、**学生一人一人が能力を最大限高めていく**ためにも、**教育研究の質保証・向上を通じて高等教育の機能強化**、「**教育の質**」**の不断の見直し**が求められる。

（※）令和6（2024）年大学進学者数63万人
⇒2040年大学進学者数約46万人（約27%減）

- ✓ 一方で**高等教育機関の「教育の質」によって社会的な評価や進学先の選択が行われていることは必ずしも明らかでない**（全国的には知名度は必ずしも高くないものの地域の医療・福祉・産業等を支えるべく、教育活動に精力的に取り組むことで学生の成長を促している高等教育機関もある）。
- ✓ **高等教育機関の「教育の質」が社会から適切に評価される仕組みを実現**し、学生や社会に広く訴求していくとともに、**高等教育機関は内部質保証と外部の視点からの改善・向上を促していくことが必要**。

改革の方向性

（１）学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「新たな評価」においては、養成すべき人材像や卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）等を基盤として、**在学中どのくらい成長したかについて学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果、学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価を可視化**し、その結果を踏まえて**教育改善が進められているかという観点から評価すべき**である。
- 「新たな評価」を通じて、各高等教育機関の**教育について**最低限の**質保証のみならず、質向上につながるサイクルを構築**する。

（２）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- 少子化という社会情勢やVUCA時代の高等教育機関はこれまで以上に**自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要**であり、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組み**が必要。

（３）持続的かつ効果的な評価の実現

- 「教育の質」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、評価のデータプラットフォームを構築・活用等を通じ、**「徒労感」解消**のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

第２部　新たな評価制度の基本的な枠組み

１．評価対象【評価する単位・対象はどこか】

- 質保証の責任は一義的には大学にあることから、高等教育機関全体として質保証の責任を果たしているかを引き続き評価する。
- また、学修者本位の観点に基づき教育の実態を明らかにするため、**より学修者に近い単位である学部等を切り口として高等教育機関における教育活動を評価**する。

２．評価の視点【何を評価するか】

- 機関全体の評価については、教育の実践や支援の状況、教育研究環境に関して、全学的な調整・支援が適切に行われているか、点検・評価、改善がきちんとなされているかという内部質保証が図られているかという点に精選する。
- 学部等の評価については、以下の2つの視点から行う。
  ・法令等で求められている水準に達しているか（質保証の視点）
  ・学生一人一人の能力を最大限高めるために教育水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか（質向上の視点）

＜質保証の視点＞
　4つの基本的な方針の下７つの評価基準、15の評価項目に沿って**水準に達しているか厳格に判断**する
＜質向上の視点＞
　高等教育機関の様々な教育活動（優れた取組）と**ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているか（教育成果）**を明確に挙げているかを評価する。**「教育成果」は教員による直接評価、学生の間接評価、社会からの評価を総合的に勘案**する

- 「新たな評価」では、上記のように掲げた資質・能力を備えた学生を育成できているかという点を教育成果を評価することとなることから、**各高等教育機関は適切なディプロマ・ポリシーとなっているか再検証すべき**である。

３．評価手続【どのように評価するのか】

- 「教育の質」によって高等教育機関の社会的な評価や進路選択がなされいるか必ずしも明らかでない現状を踏まえ「教育の質」を分かりやすく発信すること、先進的な取組の共有や課題の把握共有を通じた自己改善の促進につなげるため**4段階の段階別評価を導入**する。

高等教育機関として求められている水準に達していない学部等	高等教育機関として求められている水準に達している学部等		
		学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等
要是正	１つ星（★）	２つ星（★★）	３つ星（★★★）

※ 最も高い評価をするにあたり、評価される学部等に対して社会的・学術的に期待されている水準をディプロマ・ポリシーを掲げ高い教育成果を挙げていること、当該ディプロマ・ポリシーの達成に向けて学生を入学時から大きく成長に導いていること、挙げている教育成果が単年度や個別の教職員の取組に依存するものではなく継続的かつ組織的なものであることといった観点を基本とする。

- 評価サイクルは、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、現在の分野別認証評価の意義や機能に近づくこと、高等教育は学位の種類・学位の分野について様々であるが、医学分野等は６年制課程をとっていること、他の評価とのバランスを踏まえ、**６年を前提**とする。
  ※なお、「要是正」の評価を受けた高等教育機関には、６年を待つことなく可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審することを求める。

- 効果的な評価の実施のため、高等教育機関による**データ入力機能**、**データ閲覧・評価支援機能**、**データ公表機能**を一元的に備えた**データプラットフォームを独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置**する。

全国学生調査の結果データなど文部科学省が実施する調査の結果は、文部科学省が一元的にデータプラットフォームに入力し高等教育機関の負担の軽減
定量的な確認を自動計算機能等により代替したり、定性的な内容の確認についても、不足している情報等がある場合にアラートを表示する機能を設けるなど
ＡＩの活用を含め、評価者の負担を軽減

- 特に評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などは、実地調査においてその実態を確認することが必要不可欠であり、実地調査を実施することが望ましいが、対面での実地調査を行わなくても評価を可能とするように柔軟な運用を可とする。

４．評価の主体【誰が評価するのか】

- 学部等の「教育の質」を評価し、社会に対して評価結果を公表することから、同じ学位の分野単位での大学教員による定性的評価（ピア・レビュー）を基本とし、学位の分野を踏まえて実施できるよう体制を整えた評価機関が実施する。

①文学関係　②教育学・保育学関係　③法学関係　④経済学関係　⑤社会学・社会福祉学関係　⑥理学関係　⑦工学関係　⑧農学関係　⑨獣医学関係
⑩医学関係　⑪歯学関係　⑫薬学関係　⑬家政関係　⑭美術関係　⑮音楽関係　⑯体育関係　⑰保健衛生学関係（看護学関係）
⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外）⑳法曹養成関係　㉑教員養成関係

- これまで「教育の質」を担保するために、実績がある機関の知見や経験を活用していくために、**高等教育機関全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う機関（総合評価機関）**のほかに、**特定の分野を専門的に評価する機関（特定分野評価機関）**を設ける。
  特定分野評価機関の評価を受審した学部等については、特定分野評価機関の評価結果をもって総合評価機関の当該学部等の評価を代替する。
- 評価機関が複数存在する場合、評価の公平性をより担保できるよう、評価に当たり基準に照らした判断や提出資料等の評価機関間でのばらつきをなくす**調整組織及びその役割の明確化**を行う。
- 高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることから、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていくために、評価機関に対して認証を与えた**文部科学大臣が**評価が適正に行われているか**確認するシステムを設ける**。

５．評価結果の公表・活用【どのように公表・活用するか】

- **評価結果をデータプラットフォームにおいて一元的に公表**し、**公表内容やフォーマットは統一**する。
  情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価結果、評価結果の具体的内容については分かりやすく示す。
- 評価結果については、例えば資源配分等の**国の政策に活用**することを検討する。「**要是正」機関**に対しては、改善が行われるよう、**文部科学省において厳格な対応を行う**。

６．持続可能な高等教育の評価への転換

- 持続可能な評価とするべく、「新たな評価」の導入に合わせて、機関別認証評価と分野別認証評価の統合、国立大学法人評価における現況分析との重複解消を図る。

「新たな評価」の概略

高等教育機関

- 定期的な自己点検・評価活動を前提に、６年以内に１回「新たな評価」を受審
- 自己点検・評価書を「新たな評価」にも活用

データ入力

「新たな評価」データプラットフォーム

データ入力

データ閲覧・評価支援

データ公表

データ活用

評価結果入力

評価機関

- 機関全体の評価と学部等単位での「教育の質」に特化した評価を実施

機関全体の評価

✓ 内部質保証を中心に機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価

学部等単位での「教育の質」に特化した評価

✓ 教育の状況を質保証の視点と質向上の視点の双方から評価

質保証の視点…高等教育機関としても求められる水準に達しているか
質向上の視点…教育活動を通じて**教育成果**を明確に挙げているか

✓ 学位の分野に応じたピア・レビューを実施

①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係 ⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護学関係） ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係） ⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係㉑教員養成関係

- 機関全体の評価結果と学部等ごとの評価結果を付して文部科学省・機関（学長）宛てに通知

機関としての適合/要是正

学部等ごとの段階別評価（要是正、★、★★、★★★）

※ 機関全体の基準に適合する場合は「適合」、適合しない場合は「要是正」
※ 学部等ごとの評価において「要是正」学部等がある場合、機関全体の「内部質保証が図られていない」として機関全体の評価は「要是正」

高等教育機関

- 評価結果を学内で共有し、自己改善等に活用

⚠「要是正」機関

文部科学省からの確認に応じて、改善状況を報告

文部科学省

- 評価結果を資源配分等の政策に活用することを検討
- 「要是正」機関に対し、改善状況の聴取
- 改善の取組が不十分、改善の見通しがない場合には厳格に措置することを検討

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ
議論のまとめ

令和８年６月３日
教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方
ワーキンググループ

第１部　「新たな評価」の基本的考え方

１．我が国の高等教育機関における質保証・向上の考え方と認証評価の現状

○　高等教育機関は、学校教育法で規定されたそれぞれの目的を達成するため、世界水準の教育研究の推進や、地域における人材育成、産業振興への貢献等、様々な活動を行っている。予測不可能な時代にあって、学生一人一人が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことができるようにするためには、「何を学び、身に付けることができるのか」という学修の成果を中核に据えた学修者本位の教育を更に発展させる必要があり、平成 30（2018）年 11 月の中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（以下「グランドデザイン答申」という。）や令和７（2025）年２月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」（以下「知の総和答申」という。）の答申においてその方向性が示されている。

○　我が国の高等教育における質保証・向上システムは、大学設置基準等に基づく設置認可審査、設置計画履行状況等調査、自己点検・評価、認証評価、情報公表等によって構成されており、これに加えて、学校法人運営の状況を確認する学校法人運営調査が行われているほか、継続的な質的向上と社会への説明責任を果たすため、中期目標・中期計画の達成状況の評価を行う国立大学法人評価や、公立大学法人評価が実施されているところである。

○　特に、認証評価は、各高等教育機関が、我が国の高等教育機関としての質と水準を有していることを保証し、その向上を図り、十分にその機能を果たしているかを定期的に確認し、評価結果の公表をもって社会からの信頼と支援を受け、各高等教育機関が評価結果を踏まえて自己改善を行っていくことを目的に、高等教育の質保証・向上の中核として、平成 16（2004）年度から実施されている。

○　認証評価が導入されてからの 20 年間で、各高等教育機関における適切な自己点検・評価の実施及び定着、評価結果を活用した改善、内部質保証システムの導入が進んできている。これらは、各高等教育機関の努力と、認証評価機関における様々な改善や工夫の結果であり、高等教育機関の改革を支える役割を担ってきた。

専門職大学等及び専門職大学院の分野別認証評価においては、教育課程、教員組織そ

の他教育研究活動の状況についても評価を行ってきており、特に法科大学院については詳細で多岐にわたる評価を実施することを通じて、教育水準の向上を支えてきた。

○　なお、現在の認証評価制度は、米国を参考にしながら、文部科学大臣が認証した認証評価機関が、学校教育法第 110 条第２項に規定する認証の基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下「細目省令」という。）を踏まえて作成した大学評価基準に基づき、「適合」「不適合」の判断を行い、高等教育機関に対していわゆる「アクレディテーション」を行ってきたところである。

ただし、米国は、国による設置認可が行われておらず、外部の評価機関がそれぞれに定める基準に照らして適合しているか、また、継続的に適合しているかという観点から各評価機関がアクレディテーションを行っている。この点、我が国の場合は、大学設置基準等に則って大学設置・学校法人審議会の審査を経て、大学設置認可が行われているため、国が高等教育機関としての適格性を判断している。その上で、国が定める大学設置基準等を踏まえた細目省令に基づいた大学評価基準により第三者が評価する仕組みとなっていることを鑑みれば、米国の第三者評価制度と我が国の第三者評価制度は大きく異なる点には留意する必要がある。

○　認証評価制度は制度構築から 20 年が経過して、これまでの中央教育審議会の答申等でも課題や改善の方策が指摘されている[1]。改めて、本ワーキンググループでは、これまでに、認証評価を行っている機関別認証評価機関及び分野別認証評価機関、認証評価を受審する高等教育機関の各種団体、高等学校関係団体、経済団体から対面若しくは書面によるヒアリングを実施したところである[2]。そこでの意見や委員間での議論も踏まえ、認証評価の現状と課題については、以下のように整理される。

①　現在の認証評価が果たすべき社会的機能を再考する必要があるのではないか

・現在の認証評価は、高等教育機関の自己改革・自己改善を促すことを主眼として、各機関の内部質保証システムが機能しているかどうかを中心にチェックしてきた。しかし、社会（高校生、高校教員、企業、世論等）からは高等教育機関で行われている「教育の

---

[1] 近年では、グランドデザイン答申のほか、「認証評価制度の充実に向けて」（審議まとめ）（平成 28（2016）年３月 18 日中央教育審議会大学分科会）、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和４（2022）年３月 18 日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）において、課題や改善の方向性が示されているところである。また、「2040 年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議　審議まとめ」（令和８（2026）年２月 19 日）においても「新たな評価の在り方」として検討に当たり留意すべき事項が指摘されている。

[2] 本ワーキンググループでは検討に当たり、機関別認証評価機関５機関にヒアリングするとともに、分野別認証評価機関８機関から書面にて意見を聴取した。また９つの高等教育関係団体にヒアリングをするとともに、委員を通じて一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）の医学分野の評価の現状も聴取した。併せて、法科大学院を除く専門職大学院計 113 大学 138 専攻にアンケート調査を行い、90 の専攻から回答を聴取した。その他、全国高等学校校長協会、日本私立中学高等学校連合会、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人新経済連盟、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会といった認証評価機関や高等教育関係団体以外からも幅広く意見を聴取した。

質」を明示することを期待されているとの指摘がある。多様な高等教育機関の目的に応じ、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった付加価値こそが「教育の質」であり、こうした「教育の質」を可視化することが非常に重要である。そのため、学生一人一人の能力を最大限に高めるという高等教育機関の本来の目的を達成するために各機関が取り組んでいる内容とその成果を明確に提示し、学生の進路選択も含めて社会からの理解と支持を得るために、第三者かつ専門家の視点で「教育の質」に一層重点を置いて評価する手法への転換を図るべきではないか。

・高等教育機関の多様性・個性や特性は尊重されるべきである。他方、現在の認証評価において、高等教育機関の質と水準の保証・向上を図る評価基準や評価結果にばらつきがあることは、外部から見た際の分かりづらさに繋がっているのではないかとの指摘がある。したがって、評価の客観性・公平性をより高めるとともに、特に国際通用性のある評価基準との整合性も引き続き担保するべきではないか。

・評価報告書についても、関係の各種ウェブサイト等に公表されているが、評価機関によってそれぞれ項目や表現が異なることで外部から見て分かりづらいという指摘がある。また、教育実施に係る学内プロセスについての詳細な記述による評価報告書は、高等教育機関が自らの質を保証し、その向上を図る際には重要なものであるが、第三者からは読みにくく、それゆえに社会から十分認知されていないのではないか。

② 評価に当たり、評価者・被評価者双方への負担が重く、そのインセンティブを感じづらいのではないか

・現在の認証評価を受審することが高等教育機関の内部質保証に活かされているという意見がある。その一方で、既に「教育の質」の向上のために様々な取組を行っている高等教育機関においては、改めて細かい規程や制度の整備の有無を確認されることや、評価によって得られる具体的な効果を実感しにくいことなどから、十分な動機付けがなされていない評価業務となってしまっているとの指摘がある。さらには、学生への教育や研究等に費やす時間と労力を割いて様々な調査で同じ情報・項目を収集・整理・提供したり、異なる目的で同様の項目について評価を受けていたり、法令適合性などの確認事項が多いことも指摘されている。このような状況が評価業務に対して「徒労感」を生じさせているのではないか。

・機関別認証評価と分野別認証評価の評価サイクルが異なる[3]とともに、評価に係る作業に重複がある点など、評価による高等教育機関の負担が増加しているのではないかとの指摘がある。受審負担の軽減を図りつつ、実効性のある制度へと転換していくことが求められるのではないか。

・分野別認証評価においては評価分野の細分化や学会の不存在等を理由に持続可能な評価を行うことが困難な状況になっているのではないか。

[3] 学校教育法第 109 条及び同法施行令により、機関別認証評価と分野別認証評価においては、それぞれ 7 年以内毎と 5 年以内毎に実施する必要があるとされている。

③ 認証評価を通じた内部質保証の意識を高等教育機関全体で十分に共有できていないのではないか

認証評価結果は内部質保証に活用し、高等教育機関全体の自己改革・自己改善に活かすことが期待されており、実際にこれまでにも機関全体の改革につながっている面もある。しかしながら、機関全体の評価だけでは、それを活用して個々の学部・学科[4]（以下「学部等」という。）のレベルにおいて学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善までにつなげることは難しいのではないか。

[4] 本報告書で「学部」とあるものは大学・専門職大学の学部を指し、「学科」とあるものは短期大学・専門職短期大学・高等専門学校の学科を指す。なお、「研究科」とあるものは大学院・専門職大学院の研究科を指す。

２．改革の方向性

○　「知の総和答申」では、我が国の最も重要な課題として少子化を指摘した上で、高等教育が目指す姿として、「知の総和」を向上させることを掲げた[5]。「知の総和答申」においては、18 歳人口は 2034 年度までは 100 万人を維持するが、2040 年度までの６年間で 74 万人まで急減するとされており[6]、令和６（2024）年時点で約 63 万人いる大学進学者数は、2040 年には約 46 万人となり、現在の定員規模の約３割減少することが見込まれている。こうした急速な少子化の中で、社会・就業構造を踏まえながら、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を確保することがこれまで以上に必要となる。この「知の総和」の向上を実現するためには、高等教育機関の多様性の確保を図った上で、学生一人一人が能力を最大限高めていくことが必要であり、教育研究の質の保証・向上を通じて高等教育の機能強化を図ることが求められている。

○　我が国は、少子化の他にも国際競争の激化、AI 技術の更なる進化などに伴う社会・産業構造の転換を通じて地域や職種の就業構造の変化など様々な課題・変化に直面し始めている。そのような課題や変化に対して柔軟に対応し、主体的に課題解決に取り組み、新たな価値を創造できる人材が必要であり、そのような中で高等教育機関の役割は非常に大きく、社会からも期待されている。何よりも、この不透明な時代を生きる学生が自らの可能性と学びの伸長を実感でき、「『学び続けること』こそが価値である」と共有できる社会を実現できることが重要である。

学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身に付け、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学修時間の増加・確保を伴う学生の主体的な学びの確立や、学生の学ぶ意欲を醸成し、その成長を後押しするよう、その「教育の質」を不断に見直し、学修者本位の教育を行うことが必要である。

○　このような不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、大学設置基準等に基づく設置認可審査から設置計画履行状況等調査を通じて高等教育機関としての教育水準を担保されたことから引き続き、自律的な組織として社会からの期待・信頼を得るべく、その使命や目的の実現に向けて自らの活動について継続的に点検・評価を通じて質を保証するとともに、絶えず改善・向上に取り組む、いわゆる内部質保証の取組は必要不可欠であるとともに、外部の視点からその状況を改めて確認し、改善・向上を促していくことも必要である。

また、現状においては、高等教育機関の「教育の質」によって社会的な評価や進学先

---

[5] 「知の総和答申」において、「「知の総和」は、人の数と、人の能力の掛け合わせで決まる。高等教育機関は、未来を担う人材の育成や、社会の新たな価値の創出に欠かせない役割を果たしており、教育と研究の機能をこれまで以上に強化することによって社会に貢献しながら、「知の総和」を向上する中心的な役割を果たすことが求められる。」とされている。

[6] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和５年推計）」の出生低位・死亡低位を基に推計。これは、令和２（2020）年までの実績値を基に令和２（2020）年 10 月１日現在の男女別年齢各歳別人口を基準人口として将来人口の推計を行っている。

の選択が行われているかは必ずしも明らかではない。この点において、全国的には知名度が必ずしも高くないものの、地域の医療・福祉・産業等を支えるために教育活動に精力的に取り組み、学生の成長を促している地方の高等教育機関があることを忘れてはならない。そのため、各機関の「教育の質」が社会から適切に評価される仕組みを実現し、学生や社会に広く訴求させることで、高等教育機関の自律的な改善・向上の取組の後押しにつなげていくことが必要である。

したがって、内部質保証による自律的な改革・改善と認証評価をはじめとする第三者評価が相補的に関わることで、新たな高等教育の質保証・向上システムの構築の実現を図っていく。

○　上記の課題及び「知の総和答申」の提言内容を踏まえて、以下の方向性で、現在の認証評価制度をはじめとした第三者評価の改革を行い、「新たな評価」制度を構築する。なお、「新たな評価」制度の構築に当たっては、その趣旨や内容を踏まえ、高等教育機関が受審している様々な評価を整理していく。

（１）学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

「知の総和答申」において示されたように、学生一人一人が能力を最大限に高めていくためには、各高等教育機関における「教育の質」の向上を図っていくことが必要である。また、認証評価が有する社会的機能を踏まえれば、大学設置基準等の法令適合性や、高等教育機関として求められる教育環境水準、教学に係るシステムを含む内部質保証システムの確認は、我が国の高等教育機関としての適格性を判断する観点から、引き続き重要である。

その上で、「新たな評価」においては、高等教育機関の自己点検・評価を踏まえ、各機関が自ら掲げる「養成する人材像」、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）」を基盤とした教育プログラム[7]により、学生の在学中の成長を、学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果や学生自身の成長実感、ステークホルダーによる評価等により可視化し、その結果を踏まえ、教育改善を進めているかを評価すべきである。

その上で、「新たな評価」を通じて、高等教育機関の教育について、最低限の質を保証

---

[7] 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和５（2023）年４月 27 日教育未来創造会議）において、「デジタルバッジの活用等により、学位やマイクロ・クレデンシャルの国際通用性の観点も含めた電子化を促進する」ことが提言されるなど、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、個別の単位に分けて学修するマイクロ・クレデンシャルの提供等の必要性が指摘され、文部科学省においてもオンライン教育プラットフォーム「JV-Campus」を活用し、国内外へマイクロ・クレデンシャルを認証・発行する体制の整備を進めている。「新たな評価」は学部・学科単位を切り口にした学位における教育プログラムを想定しているが、マイクロ・クレデンシャルの評価の在り方も「新たな評価」の実施状況を踏まえて必要に応じて検討すべきである。

するだけにとどまらず、質向上につながるサイクルを構築する。

（２）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

これから迫りくる少子化という社会情勢、将来の予測が困難である VUCA[8]といわれる時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自律的な改革・改善を行い、自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが求められる。

また、「新たな評価」の結果が、高等教育機関へ進学を希望する高校生や社会人等の進路選択の判断材料となり、さらに、高等教育機関と産業界や地域社会との連携の促進に活用されることで、各高等教育機関の更なる改革・改善にもつなげていく。

そのためにも、「新たな評価」の結果が社会に広く認知され、活用されるべく、各高等教育機関による積極的な情報公表はもとより、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が、社会に理解されやすい形で公表される仕組みを構築する。

（３）持続的かつ効果的な評価の実現

現在の認証評価において、高等教育機関側・評価機関側の双方に「徒労感」が生じているとの指摘が多い。また、「知の総和」の実現に向けては、高等教育機関における「教育の質」の向上が必要である一方、その可視化は必ずしも十分とはいえず、評価を通じて「教育の質」を明らかにしていくことが必要である。こうした状況を踏まえ、現在の認証評価における評価項目を「教育の質」を評価するために真に必要な項目に厳選するなど、評価制度の抜本的な見直しを行う。

評価の手続についても、デジタル化を進め、評価に用いる各種データについて一括管理できるようなデータプラットフォームを構築することで評価事務手続の簡素化・効率化を行う。

また、評価する項目や収集する情報等が重複する類似の制度がある場合には、整理・統合を行う。

以上の改革の方向性を踏まえた上で、現在の認証評価制度の見直し等を通じた「新たな評価」制度の構築に向けて、

① 評価対象【評価する単位・対象はどこか】
② 評価の視点【何を評価するのか】
③ 評価の手続【どのように評価するのか】
④ 評価の主体【誰が評価するか】
⑤ 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するのか】

の論点ごとに本ワーキンググループにおいて、まずは学部等を中心に検討を行った[9]。

---

[8] VUCA とは、 Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った造語である。

[9] 本報告書の「高等教育機関」は特段の説明がなければ、学校教育法第 1 条に規定する大学、高等専

なお、高等教育機関の中で大学院（専門職大学院も含む）については、創造性豊かな優れた研究開発能力を持つ研究者等の養成と高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成など、急速に変化する時代をリードする人材の育成の中核となることが期待されている。

近年の国際的な競争環境が年々高まる一方で、前述したように18歳人口が減少する中において、大学院で高度な教育を受けた修士・博士人材や専門職大学院の専門職学位人材が高度で多様なフィールドで活躍する社会の実現は欠かせない。そのためにも大学院の研究機能の強化と併せて、各研究科の「教育の質」を担保し、優れた教育の取組及びその成果の可視化を図ることを通じて、大学院教育の価値を広く社会や学生、将来的な大学院進学者に明示していくことが必要である。

そのため、大学院教育の在り方や制度について専門的な調査・審議を行う大学分科会大学院部会において、評価の視点を中心に検討が進められており[10]、今後、その方向性を示し、「新たな評価」の全体像に組み入れていくこととする。

門学校を指す。

[10] また、法科大学院における評価の在り方については、分野別認証評価の細目省令の構成等これまで他の分野からは独立して評価の仕組みが整備されてきた経緯も踏まえ、大学院部会の議論を踏まえ、別途法科大学院等特別委員会で検討する。

第２部　「新たな評価」制度の基本的枠組み

１．評価対象【評価する単位・対象はどこか】

～　学部等の「教育の質」の評価を重視する制度への転換

○　高等教育機関は、その教育研究の水準の向上を図るため、教育研究、組織運営及び施設整備の自己点検及び評価を行い、その結果を公表している[11]。

その上で、現在の認証評価は、高等教育機関の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況を評価する機関別認証評価と、専門職大学等又は専門職大学院を置く大学について、その課程に係る分野について評価する分野別認証評価を受審している。

○　これまで機関別認証評価は、高等教育機関全体の内部質保証システムの構築に一定の成果を挙げてきたところである。一方で、高等教育機関の教育研究の基本的組織である大学・専門職大学の学部、短期大学・専門職短期大学・高等専門学校の学科ごとの「教育の質」を評価し改善につなげる観点では、その成果は必ずしも全ての学部等にまで及んでおらず、高等教育機関の果たすべき大きな役割である「教育の質」の向上に向けた取組に十分につながっていないのではないか、との指摘もある。

○　学部等は専門分野ごとに組織され、教育内容や教育方法もその専門分野によって差異があるとともに、高等教育機関によっては学部等によって所在地が異なる場合もあるなど、教育研究の基本組織として学部等を単位とした教育活動が行われているのが現状である。この点、学部等においては「養成する人材像」や「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」が掲げられている学位プログラムごとに自己点検・評価を行っているところもあることから、「新たな評価」における「教育の質」の保証・向上の状況は、学位プログラムの状況も含め確認するが、組織としては、法令で定められた教育研究の基本組織である学部等で改善・改革に取り組んでいる現状を踏まえ、学部等が教育成果を挙げられているかという点に重きを置いた評価へ見直す。

○　そのためには、機関全体として必要な体制を整備し、目指す方向性に向け、自己点検と改善を進めていくことと併せて、学部等の教育活動についても自己点検と改善に取り組むことが必要である。

○　したがって、「新たな評価」制度においては、まず、機関全体における、高等教育機関の教育研究、組織運営及び施設整備の状況と学部等の教育活動を確認する。その上で、学修者により近い単位である学部等を評価の単位とすることで、学部等を切り口に、高等教育機関で行われている教育活動について法令等で求められている水準が保証され、学生一人一人の能力を最大限高めるための取組を行い、教育成果につながっているかという観点から評価を行うよう制度の転換を図る。

---

11 学校教育法第 109 条第 1 項（高等専門学校については同法第 123 条で準用されている）

２．評価の視点【何を評価するか】

（１）評価の基準・項目

～機関全体及び学部等の質保証と質向上の視点からの評価と基準・項目等の共通化

○　現在の認証評価においては、法令適合性や高等教育機関として求められている教育環境水準や教学に係る規程やシステムの有無を判断することで内部質保証システムの構築を評価している。内部質保証システムの構築は、各機関の「教育の質」を保証する上で必要不可欠であるとともに「教育の質」の向上の基盤であることから、引き続き、その確認・評価を行っていくことは必要である。

○　したがって、「新たな評価」においても、高等教育機関が、法令や社会的倫理に則って自律的な組織として運営され、教育研究、組織運営及び施設整備それぞれの観点から継続的に点検・評価しているか、主体的に改善・向上に向けて取り組んでいるか、また、それが的確に機能しているかについて、評価機関において確認する。

○　しかしながら、こうした確認のみで、各高等教育機関における「教育の質」が学修者の視点から十分に示されるとは言い難い。進学者は学びたい学問分野を前提に進学先を選択している傾向があることから、高等教育機関全体だけではなく、学部等ごとの「教育の質」を評価した結果を提示することで、学生が進学先の選択等にも活用することが重要である。そのため、各学部等の教育目標たる、「養成する人材像」や「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」等に照らして学生が設定された学修成果を挙げられているかを可視化し、教育改善へ活用できているかという点、また、教育活動を通じて教育成果を挙げられているかという点を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力する評価制度を構築する。

○　この点、これまでの認証評価を通じて確認されてきた、財務・経営の観点は、国立大学法人であれば国立大学法人評価制度によって、また、公立大学法人であれば地方独立行政法人評価制度によって、学校法人であれば、学校法人運営調査委員制度や日本私立学校振興・共済事業団による財務分析・経営改善の支援等、既存の制度で対応が行われてきている。そのため、評価機関が高等教育機関全体を評価する項目としては、社会からより注目・期待されている学生への教育の実践や支援の状況、教育研究環境に関して、学部等の組織と有機的な連携が図られ、自己点検・評価を通じて全学的な調整・支援が適切に行われ、改善につながっているかという内部質保証が図られているかという点に精選することとし、評価機関は以下の基準に沿って評価を行う。

機関全体の評価基準

（評価基準①）高等教育機関全体の社会的信頼に関すること

（評価基準②）全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること

（評価基準③）高等教育機関の目指す方向性に向け、点検・評価、その結果に基づく改善を行い、内部質保証が図られていること

○　高等教育機関が、機関全体の評価を通じて、上記の基準を十分満たしていないと評価機関に判断された場合には、学部等の評価を行わず、高等教育機関として自己改善を行うことが求められる。その一方で、場合によっては学部等の評価の状況も加味することもあり得ることから、評価機関においては、機関全体の評価と学部等の評価を必要に応じて一体的に行うべきである。

○　学部等の評価においては、実践されている「教育の質」を
①　法令等で求められる教育活動の水準に達しているか（質保証の視点）
②　学生一人一人の能力を最大限高めるために教育活動の水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか（質向上の視点）
という２つの視点から評価機関は評価していくこととする[12]。

○　なお、学位の種類によって法令等で求められる水準が異なる場合や学位分野の独自性や国際水準の基準と照らして、基準等の追加等は可能とするが、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関において同一の基準となるよう調整がなされる必要がある。
　併せて、学位分野の独自性に関して「学生の視点に立って何を身に付けるべきか」について、「新たな評価」の実施を契機にして、産業界をはじめとした社会の声も参考にしながら、各学位分野の学協会において積極的に議論が行われることを期待する。

ア　質保証の視点

○　「質保証の視点」については、基本的には法令等で求められる水準を基準としているものであることから、複数の評価機関が存在する場合にも、原則として全ての評価機関が同一の基準に基づいて評価すべきである。

○　各学部等の自己点検評価書・根拠資料を基に、以下に示す４つの評価の基本的な方針の下、７つの評価基準、１５の評価項目について、法令等で高等教育機関として求められる水準に達しているかを厳格に判断する。

○　また、高等教育機関は、社会に変革をもたらす研究成果を創出するなど社会貢献も重要な役割を担っている。研究については、各プロジェクトや競争的研究費の審査を通じて、研究チームや個々の研究者に対して評価が行われているところであるが、高等教育機関における「教育と研究の往還」という視点は重要であるため、「新たな評価」においては、研究力やその成果が教育に還元できているかについても留意すべきである。

[12] 本ワーキンググループにおいては、「質保証の視点」の評価基準や評価項目、「質向上の視点」に加え、評価を行う上での判断例等も併せて検討を行いまとめたところである（後述別添）。今後、「新たな評価」を実施していくに当たり参考にされることを期待する。

Ⅰ．明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

【評価基準①】高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げていること

（評価項目 a）高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、示していること

【評価基準②】「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」において示していること

（評価項目 a）「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」で示していること

Ⅱ．「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育研究体制

【評価基準①】「教育課程編成・実施の方針」に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

（評価項目 a）「卒業認定・学位授与の方針」と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」を策定していること

（評価項目 b）「教育課程編成・実施の方針」と「卒業認定・学位授与の方針」に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していること

（評価項目 c）「教育課程編成・実施の方針」に則して教育課程を体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること

（評価項目 d）授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者を授業担当として配置していること

（評価項目 e）「教育課程編成・実施の方針」に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者の受入れ方針」を的確に定め、当該方針を踏まえた入学者選抜方法を明確に示していること

【評価基準②】施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること

（評価項目 a）学修支援に関する高等教育機関としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生に示していること

（評価項目 b）学修環境を整備するとともに、必要な情報を学生に示していること

Ⅲ．学生の学修成果の適切な把握と評価

【評価基準①】「卒業認定・学位授与の方針」に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること

（評価項目 a）卒業認定の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること

（評価項目 b）授業の単位認定を適切に行っていること

（評価項目 c）卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価

していること
【評価基準②】在学中の学修成果の結果を高等教育機関・学部等の掲げる「養成する人材像」につなげていること
（評価項目 a）「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会的に示していること

Ⅳ．学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善
【評価項目①】学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること
（評価項目 a）教育改善のための体制を構築していること
（評価項目 b）様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

イ　質向上の視点

○　我が国の高等教育機関は、世界的な研究・教育の拠点を目的とするものから、地域社会を支える職業人養成を目的とするものなど、多様な目的を有していることを考慮する必要がある。各機関は、基本的には学部等ごとに「建学の精神」や「養成する人材像」を踏まえて「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めている。そのため、高等教育機関の様々な教育活動により、一人一人の学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果（学修成果）を把握し、様々な根拠やデータを組み合わせて「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」で掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているか、すなわち「教育成果」を明確に挙げているかを評価する。

○　評価に当たっては、在学中、学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果を可視化する取組が重要になる。学修成果の可視化は、これまでアンケート等、学生の自己評価を通じてエビデンスを得る間接評価が中心であったが、第一義的には学生の知識や能力の表出に伴う直接評価によって行われることを受け、直接評価と間接評価の双方の観点で行うことが重要である。直接評価に関しては、標準試験、ポートフォリオ、ルーブリックを用いた卒業論文等の評価、授業成績に基づく「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成度の評価、プロジェクト・ベースト・ラーニングなどプロジェクト学修の成果の把握などの取組が高等教育機関でも始まっているところであり、そのような取組が学修成果を十分可視化できているかを検証しながら、どのような評価手法が効果的であるか各高等教育機関で検討していくべきである。これらの可視化の取組を通じて高等教育機関は学部等の「教育成果」を明らかにしていくことが求められる。

なお、間接評価に関しては、「全国学生調査」[13]において、「新たな評価」の趣旨に即した質問項目を今後設定し、その結果を評価に活用していくべきである。

「教育成果」を把握するに当たっては、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に示されている資質・能力を身に付けた学生が社会や地域で貢献していることは、高等教育機関として社会の信頼や期待を応える意味でも重要な要素であり、在学中の学生の学修成果だけでなく、こうした観点も「新たな評価」を通じて広く明らかにしていくこととする。

○　そのほか、各高等教育機関が「教育の質」の向上につなげていくためにも、優れた取組を積極的に評価できる仕組みにすべきである。

○　学部間連携の取組や全学での教養教育など学部等という枠を超えて行われる教育活動も重要である。学生の視点から見れば、学部等が提供する教育も学部等横断で行われている教育も同一機関における教育であることに変わりはない。「新たな評価」ではそれらの教育が各学部等における「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成、学生の成長にどのように寄与しているかという観点から適切に評価すべきである。

○　また、認証評価制度以外にも、高等教育機関の自主的な取組として、国際的な評価機関による評価を受審している場合[14]や教育プログラム単位の国際的な認証等[15]がある場合については、国際的な評価基準に基づいて、教育内容や体制が審査されるため、世界で通用する「質の高い教育」を提供していることの客観的な根拠になり得ることから、質向上の視点から評価すべきである。

（２）「新たな評価」制度導入における「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」等の再検証

「新たな評価」制度においては、各高等教育機関が将来を見据えた「養成する人材像」

---

[13]グランドデザイン答申においては、学修者本位の教育へ転換を図るとともに、各大学が教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことの重要性を指摘する一方、「社会が理解しやすいよう、国は、全国的な学生調査や大学調査を通じて整理し、比較できるよう一覧化して公表すべき」と提言されたことを受け、令和元（2019）年度から施行実施してきており、令和７（2025）年度から本格実施している。

[14] 例えば、ビジネススクールについては、AACSB（The Association to Advance Collegiate Schools of Business）、EQUIS（European Quality Improvement System）、AMBA（The Association of MBAs）といった国際認証機関によって国際認証が行われているほか、医学教育については、日本医学教育評価機構（JACME）において、世界医学教育連盟（WFME）の国際基準を踏まえた評価が行われている。

[15] 例えば、日本技術者教育認定機構（JABEE）は、技術者教育認定の世界的枠組みであるワシントン協定などの考えに準拠した技術者を育成する教育プログラムを認定している。

を掲げ、社会にそのような人材を輩出するために、学生が在学中にどのような資質・能力を身に付けることができたかを評価することになることから、適切な「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の設定が必要である。また、産業構造の変化や新たな技術の発展などを踏まえて、高等教育に求められる人材像も常に変化していることから、「新たな評価」制度を実施するに際し、各高等教育機関は自らが掲げる「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を、地域のニーズや社会の要請及び国際的な要請に照らしつつ、各機関の理念等に基づき、「学生が何を学び、どのような力を身に付けることができるのか」「学修成果を可視化し得るものとなっているか」について改めて検討し、具体的かつ十分なものとなっているか再検証すべきである。

３．評価手続【どのように評価するか】

（１）評価結果の在り方：分かりやすく、かつ、改善につながる段階別評価

○　現在の認証評価の評価結果については、ほぼ全ての高等教育機関が「適合」という判定を受けている。当然、高等教育機関を称する資格を備えるべく、各機関が必要な取組を行ってきた証左である。

○　大学をはじめとする高等教育機関の役割は、学生一人一人の可能性を広げ、その資質・能力を最大限伸ばすことによって、社会の発展の原動力となる人材を育成することである。しかしながら、各機関の「教育の質」によって社会的な評価や進路選択が行われているかは必ずしも明らかではなく、このような現状を打破するため、その学部等で実践されている「教育の質」を分かりやすく評価し、発信する必要性は高い。これにより、規模や地域性にかかわらず、丁寧に教育や学生支援を行うことを通じて、社会や地域で必要な人材を育成している高等教育機関が高く評価されるべきである。

○　また、学部等の「教育の質」の評価を分かりやすく発信することにより、各高等教育機関間で先進的な取組や課題を把握・共有しやすくなり、さらに、そうした情報を参考にしながら、学生が学修の成果を実感できるよう、各高等教育機関における自己改革・自己改善の取組が更に進むことが重要である。

○　そのため、「新たな評価」においては、高等教育機関全体の評定に加えて、各学部等において段階別の評価結果を付すよう変更する。

具体的には、高等教育機関として求められている質保証の基準に達していない学部等については「要是正」とし、質保証の基準に達しているもののうち、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等」「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」についてはより高く評価することとする４段階の評価とする。その際の評語については、例えば、星のような特定の記号の数など、高校生や企業等をはじめとした社会にとって分かりやすいものとする。

特に、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」として評価をするに当たり、評価される学部等に対して社会的・学術的に期待されている水準を「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に掲げ高い教育成果を挙げていること、当該「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成に向けて学生を入学時から大きく成長に導いていること、挙げている教育成果が単年度や個別の教職員の取組に依存するものではなく継続的かつ組織的なものであること、といった観点を基本として段階別に評価を行っていく。その際、十分な成果を挙げられていない場合については、どこが不十分なのかを評価機関が明確に示すことが望ましい。

また、現在の認証評価においては、評価基準に適合しているか否かという結果を明示する観点から「不適合」という評定を付していたが、「新たな評価」においては高等教育機関全体の評価基準を満たしていない機関や、質保証の基準に達していない学部等を

有する機関については、機関自らが是正しなければならないことを強調するため、「要是正」という評語を付す。

○　なお、段階別評価を行う際には、単に各高等教育機関の課題を追及・指摘するのではなく、各高等教育機関が自らの活動に対する自負を獲得するとともに、更なる高みを求めて自己改革を通じた「教育の質」の向上につなげるためにも相対評価ではなく絶対評価を基本とする。

（２）評価サイクル

○　評価のサイクルは、現在の機関別認証評価では７年間、分野別認証評価では５年間としており、高等教育機関には７年以内の機関別認証評価の受審、５年以内の分野別認証評価の受審を義務付けている。「新たな評価」では、

・機関全体の点検・評価を行いながら、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、現在の分野別認証評価の意義や機能に近づくこと
・高等教育は学位の種類・学位の分野について様々であるが、医学分野等は６年制課程をとっていること
・他の評価とのバランス（国立大学法人や地方公立大学法人の法人評価は６年）

を踏まえ、実施する評価機関の実情も加味することとするが、「新たな評価」を受審した後は、６年以内に次の受審を義務付けることを前提とする。

なお、「要是正」の評価を受けた高等教育機関は法令等で求められる教育活動の水準に達していないことを意味する。したがって、６年を待つことなく可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審し、「要是正」という評価結果からの脱却を求めることとする。

（３）効果的な評価手続：データプラットフォームの構築と実地調査の在り方

○　評価業務を効果的かつ効率的に実施するために、高等教育機関、評価機関及び文部科学省がデータ等を共有できるシステムとして、データプラットフォームを構築する。各評価機関がそれぞれデータプラットフォームを設けるとデータ形式の統一化や整合性がとれず、管理コストが増加することになることを踏まえれば、高等教育機関の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報、高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報、高等教育機関における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を担っている独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置し、一元的に管理することが必要である。

○　また、データプラットフォームは、受審管理機能、高等教育機関によるデータ入力機能、データ閲覧・評価支援機能、データ公表機能を一元的に備えているものにするべき

である。特にデータ入力においては、全国学生調査の結果データなど、文部科学省が実施する調査の結果について、各高等教育機関に改めて入力を求めるのではなく、収集済みのデータを文部科学省が一元的にデータプラットフォームに入力することなどにより、高等教育機関側の作業負担の軽減を図るべきである。さらに、評価において必要となる定量的な確認については、自動計算機能等により代替するとともに、定性的な内容の確認についても、不足している情報等がある場合にアラートを表示する機能を設けることに加え、ＡＩの活用も視野に入れながら、評価者・被評価者双方の負担軽減につながる評価支援が行われるべきである。

○　また、現在の認証評価においては、高等教育機関の自己点検評価書に基づき、書面審査と実地調査が行われている。これは細目省令において、認証評価機関の評価の方法に高等教育機関の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていることが認証要件として求められているためである。実地調査は、教育現場や施設、関係者（学長、教職員、学生）へのヒアリングを通じて、書面だけでは確認できない「教育の質」や環境を客観的に評価し、実態を検証する重要なプロセスである。そのため、「新たな評価」においても、特に評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などは、実地調査においてその実態を確認することが必要不可欠であり、実地調査を実施することが望ましい。

○　この点、コロナ禍において実地調査の対面実施が不可能であった際には、各高等教育機関から提出された資料やデータ等から教育の実情を把握し、オンラインでの面談を効果的に活用することで、学生や教職員の声も取り入れながら評価を行ってきたところである。

　このような経験を通じて、評価機関が書面調査やオンライン面談を行った上で、必ずしも対面での実地調査を行う必要がないと判断した場合には、対面での実地調査を行わなくても評価を可能とするような柔軟な運用を認めるよう改める。

○　「新たな評価」制度は、学部等ごとの「教育の質」を重視した評価を行うなど、これまでの認証評価から大きな変更になる。そのため、「新たな評価」を実施するまでに現在の認証評価機関や先行する分野別評価機関、高等教育機関の協力も得つつ、試行的な評価を含め、必要な準備が行えるように、文部科学省において必要な支援が行われることを期待する。

４．評価の主体【誰が評価するのか】

（１）評価主体の在り方

○　現在の認証評価制度において、文部科学大臣の認証を受けている評価機関は１６機関ある。各機関が持つ専門性等を踏まえ、書面審査や実地調査、ヒアリング等を通じて、高等教育機関の教員らを中心とした評価委員会による定性的評価（ピア・レビュー）を行っているところであり、これまで培った定性的評価等の経験については、「新たな評価」制度においても積極的に活かすべきである。

○　特に、「新たな評価」制度においては、高等教育機関全体に対して、社会的信頼に関することと内部質保証が適格に行われているかを評価しつつ、学部等で実施している教育に対して質保証と質向上の観点の評価に注力するよう大きな変更を図っていくことになる。この点、学部等の「教育の質」を評価し、社会に対して評価結果を公表していくのであれば、その専門性が近しい、つまりは同じ学位の分野単位でのピア・レビューを行うことを基本とする。

したがって、「新たな評価」の学部等の評価においては、以下の学位の分野[16]を踏まえて実施できるよう、評価機関はその体制を整えることが求められる。

①文学関係　②教育学・保育学関係　③法学関係　④経済学関係
⑤社会学・社会福祉学関係　⑥理学関係　⑦工学関係　⑧農学関係　⑨獣医学関係
⑩医学関係　⑪歯学関係　⑫薬学関係　⑬家政関係　⑭美術関係　⑮音楽関係
⑯体育関係　⑰保健衛生学関係（看護学関係）
⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）
⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外）
⑳法曹養成関係　㉑教員養成関係

○　昨今では、複数の学問分野をまたいで学ぶ分野横断型の学部等も増えてきている。その際には、同学部等がもつ学問分野に照らして、上記学位の分野の専門家が協働して評価にあたるよう体制を構築することが求められる。

○　この点、評価機関は必要な評価員を確保することになるが、「新たな評価」制度を円滑かつ実効的に行っていくために、学位の分野単位での評価を適切に行える体制を確保することを前提に、どのような評価体制を採るかについては評価機関の実情を踏まえることとするとともに、文部科学省においては高等教育機関関係者に対して幅広く協力を求めるなど、公平・公正な評価を行うために適格な評価者の確保策について、必要な支援を検討すべきである。

16 「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成 15 年文部科学省告示第 39 号）に基づく学位の分野である。学部等の届出設置の要件として、学位の分野の変更を伴わないこととされている。届出設置が可能かどうか（認可の要否）を判断する基準として定められている。

○　また、これまでの認証評価においては、高等教育機関の教員のみならず、産業界関係者や高校関係者も一部参画してきた。社会の視点を幅広く反映して高等教育の質を評価していくためには、これら関係者の評価手続への一層の参画を促進していくことが必要である。また、国際的な事例も参考に、学生代表者が評価手続に参画すること、また、そのために必要な素養・理念の共有や研修を行うことも今後検討していく。

○　「新たな評価」の主体としては、高等教育の質の保証と向上に向けて、機関全体の評価と学部等の「教育の質」の評価を担う十分な体制等を備えた機関がその役割を担うことを期待している。また、例えば、医学教育の充実・向上を図ることを目的に、医学教育の質を国際的見地から保証する役割を担ってきた日本医学教育評価機構（JACME）をはじめとして、特定の学位の「教育の質」を担保するべく取り組んできた機関も存在することから、「新たな評価」を実施する際には、これまで実績がある機関の知見や経験を活用していく。

○　そのため、高等教育機関全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う機関（総合評価機関）だけではなく、特定の分野を専門的に評価する機関（特定分野評価機関）を文部科学大臣が認証し、特定分野評価機関の評価を受審した学部等（又は学部の下に置かれる学科等）については、特定分野評価機関の評価結果をもって総合評価機関の当該学部等の評価を代替することができるようにする。

その際、文部科学大臣は、総合評価機関、特定分野評価機関が「新たな評価」制度を遂行するに当たり、それぞれの役割に応じた評価を行うために必要な体制を備えているか、また、各評価機関が定める評価基準及び評価方法が文部科学省の示す評価基準・項目等と整合しているかなどについて、厳格に審査する。

○　また、現在の認証評価制度においては、
- 複数の評価機関が存在し、その評価の基準や観点が必ずしも一致しないことから評価への公平性という観点で課題があるのではないか
- 評価機関ごとに評価手法が異なることで、効果的・効率的で優れた評価手法が十分に共有・実践されていないのではないか
- 第三者評価である認証評価を通じて各高等教育機関の活動を社会へ明らかにして理解を得るという役割が必ずしも十分に果たせていないのではないか

という指摘がある。

○　したがって、今回の「新たな評価」制度においては、前述したように質保証の評価基準・項目については、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関同一となるよう調整するとともに、評価員等の評価体制の在り方や教育成果の例及び段階の判定基準等についても、実績がある評価機関の知見等を参考にしつつ、これまでの質保証の実

績を損なうことがないよう調整を行うことが必要である。そのため、評価の公平性をより担保できるよう、評価に当たり基準に照らした判断や提出資料等の評価機関間でのばらつきをなくすための調整組織及び同組織の役割について明確化する。

また、評価員に対する研修の共通化等、評価を実施するに当たり共通化できる業務がある場合には、同組織で調整の上実施する。

（２）評価主体の質の確保：認証評価機関に対する定期的な確認

○　現在の認証評価機関は、評価の質の信頼性を高めるため、自己点検・評価を定期的に行い、その結果を公表している[17]。

○　「新たな評価」制度は、評価機関が、高等教育機関として求められる教育環境水準や教学に係るシステムなど内部質保証システムの確認を基盤とし、高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることになるが、その評価結果を通じて、高等教育機関の教育活動を社会に問うていくことを踏まえれば、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていかなければならない。このことから、評価機関自身が自己点検・評価を引き続き実施していくことが必要であるとともに、評価機関に対して認証を与えた文部科学大臣も評価が適正に行われ、評価機関として適格であるかを確認するシステムを設けていくべきである。

17 細目省令第２条第４号に基づき、認証評価機関として各認証評価事業について定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。

５．評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するか】

（１）評価結果の公表

○　全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる高等教育改革を実現するために、各高等教育機関が「教育の質」の向上に向けた取組を更に加速させる必要がある。そのためには、第三者評価を通じて高等教育機関において学生の成長に資する取組が行われていることを明らかにするとともに、社会の理解を深め、支持を得ていくことがこれまで以上に必要である。

この点、前述したように評価に関するデータプラットフォームを設けることとしており、評価結果についても同プラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるような機能を備える。

また、公表内容のフォーマットに統一性を持たせるとともに、評価結果及びそのように判断した評価の具体的内容を記載することとするが、情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価の具体的内容についてはポイントを分かりやすく示すこととする。

なお、特定の学位の分野について特定分野評価機関による評価を受審した場合には、当該学位の分野の評価結果も併せて公表する。

併せて、例えば、「所在地」、「授与される学位」、「養成する人材像」、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」のような学部等に関する基本的な情報を付記し、学生の進路選択等にも活用しやすくする。

○　ただし、「新たな評価」結果を公表する際には、各高等教育機関の個性・特色の明確化を図り、その多様性を明らかにするよう配慮することも必要である。

○　また、「知の総和答申」では、情報公表に関し、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））の構築が提言されており[18]、Univ-map（ユニマップ）（仮称）では「新たな評価」結果も併せて公表するが、評価結果以外の情報公表事項や公表の方法を検討する際に、評価結果を他の情報公表事項とどのように組み合わせて公表するかについても併せて検討する。

（２）評価結果の活用の在り方

○　現在の認証評価においては、大学教育再生戦略推進費のような高等教育機関の優れた取組を重点的に支援する補助金の基礎的要件として高等教育機関の教育研究活動の質

---

18 「知の総和答申」では、「大学ポートレートで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。」と提言されている。

が担保されているべきという考え方の下、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの政策面で活用しているところである。前述のとおり、「新たな評価」の実施に当たっては、質保証の視点から基準・項目の共通化を図り、質向上の視点については評価の観点等を調整することで、評価結果を資源配分等の政策に活用することも文部科学省は検討し、各高等教育機関の改善努力を後押しするようにすべきである。

○　また、良好な評価結果を受けた各高等教育機関への受審期間の延長や次回の評価における評価項目の軽減など評価手続の簡素化については、「新たな評価」制度の実情を鑑み検討する。

○　「質保証の視点」で示した評価基準・項目は法令等で求められる水準を基にしていることから、学部等の評価において「質保証の視点」で示した基準・項目を満たさない場合は「要是正」として判断することになるが、「要是正」学部等の場合、法令で求められる水準に達していないおそれがあることから、確実な改善が行われるよう、文部科学省は、ペナルティを含めたその後の対応を検討することが必要である。

現在の認証評価において、「不適合」の判定を受けた高等教育機関は適合認定を受けるべく、再度評価を受審することができるが、「新たな評価」においても、前述したように「要是正」機関は可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。「要是正」機関については、高等教育機関は法令等で求められる教育活動の水準に達していないことから、学位授与機関の正当性としての疑義があることを意味し、文部科学省は当該機関に学部の新設等は認めない制度的措置を講じるべきである。さらに、文部科学省は「要是正」機関から改善状況を聴取し、当該機関が実効性ある改善を行うよう担保するためにも、改善の取組がなされていない、不十分である又は改善の見通しがない場合は、法令違反に係る学校教育法第 15 条の規定の措置も含め厳しい是正措置を講じていく。加えて、「新たな評価」の結果については、データプラットフォームや認証評価機関において公表するのみならず、質保証の責任を担う高等教育機関において、情報公表を進める。

○　なお、現在の認証評価制度においても「不適合」の判定を受けている高等教育機関は存在し、文部科学省は当該機関の教育研究等の状況について報告又は資料の提出を求め、改善を行った上で再度評価を受審するよう促しているが、「不適合」の状態が継続している高等教育機関があるのも現状である。

現在の認証評価制度において「不適合」の判定を受けていることは、高等教育機関としての運営・教育に関し重大な課題を抱えていることを示すものであるため、現在の認証評価において「不適合」の状態が継続している高等教育機関に対しても、評価結果の公表や法令上の措置等、「新たな評価」を待たずに文部科学省において厳格な対応を直ちに講じることが必要である。

６．持続可能な高等教育の評価への転換

○　1990 年後半以降、行政・企業・教育などあらゆる分野で、意思決定の根拠や成果をステークホルダーに対し明確に説明し、社会から信頼を得ることが求められてきたところである。この点、大学をはじめとした高等教育に関しては、平成 14（2002）年の中央教育審議会の答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」において、我が国の行政システム全体が国による事前規制型から事後チェック型へ移行する方向にある中、設置認可制度を見直し、文部科学省の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要がある、といった認識を示し、「認証評価制度」の導入を提言したところである。また、その後も国立大学法人化など、高等教育の透明性と信頼が求められる法整備や組織改革が進められてきたところである。

○　各評価制度の趣旨は異なっており、いわゆる「評価疲れ」解消のために近年取組を進めてきているところであるが、高等教育機関側・評価機関側の双方で「徒労感」が生じているとの指摘は現時点でも強く、本来高等教育機関として期待される教育と研究に注力すべき時間を制約することになっては、本末転倒である。

○　今回「新たな評価」制度を構築するに当たり、学位の分野を踏まえた学部等の「教育の質」を評価するという真に必要な目的を達成することと併せて、高等教育で求められている教育に係る評価全般についても見直すべきである。

○　具体的には、

・現在の機関別認証評価と分野別認証評価については、「新たな評価」では機関全体の評価と学部等ごとの段階別評価を一元的に行うことになることから、その統合を図る

・国立大学法人評価における教育に関する現況分析は「新たな評価」と類似する要素も多く、重複の解消を図る

ことを進めていく。

○　また、「新たな評価」を行う際には、高等教育機関からの基本的な提出書類は各機関で行われている自己点検評価書と根拠資料とし、質保証の水準を満たしているか疑義がある場合や評価結果を判断するために必要不可欠な場合を除き、評価を受審するための追加的な資料を提出させない、若しくは既存の資料の提出にもって代えるような配慮をしていく。そのためには、当然ながら「新たな評価」を見据えた定期的な自己点検・評価活動が引き続き重要であり、各高等教育機関は現在の自己点検・評価の内容や方法も見直すよう、その検討を進めるべきである。

別添

具体的な評価基準・項目・評価の視点・判断例

※４年制大学の学部を想定したモデル

【機関全体の評価】

＜評価基準＞

１　高等教育機関全体の社会的信頼に関すること

【根拠資料例】

- 法令で全学的に求められている事項に関するデータ等（教員数、校地・校舎面積、情報公表等）

【判断例】

□　社会の信頼や学生の利益を損なうことがないよう法令や社会的倫理に則って機関運営がなされていない。

□　以下のような法令で全学的に求められている事項を満たしていない。

- 特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないよう配慮するとともに、必要な教員数が確保していること
- 教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修を教員等に実施していること（もしくは実施していることを確認していること）
- 必要な校地・校舎等の施設及び設備等を備えていること
- 必要な高等教育機関の情報を社会に公表していること

＜評価基準＞

２　全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること

【根拠資料例】

- 全学的な内部質保証の方針及び手続、内部質保証の体制図、手続規程

【判断例】

□　適切な内部質保証のための全学的な手続を明らかにしていない。

□　全学的な内部質保証を行うための適切な体制を整備していない。

＜評価基準＞

３　高等教育機関の目指す方向性に向け、点検・評価、その結果に基づく改善を行い、内部質保証が図られていること

【根拠資料例】

- 機関のビジョン、機関の中長期計画等、機関が定期的に行っている自己点検に関する資料

【判断例】

□　中長期計画など、機関として目指す方針を示していない。

□　内部質保証手続に基づいて、機関の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、定期的かつ適切に点検・評価を行っていない。

□　自己点検・評価の結果に基づいて、学部等の組織に対し、全学的な調整や支援を適切に行われておらず、質保証がなされていない。

【学部等評価】

質保証の視点

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

＜評価基準①＞
高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げていること
＜評価項目＞
a. 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、示していること

【根拠資料例】

- 高等教育機関・学部等の理念と「養成する人材像」を記載した学則及びHPでの公表を示す資料
- 産学連携協議会議事録、外部評価委員会報告書、自治体との連携協定書等の養成する人材像が社会・地域ニーズを踏まえていることが分かる資料等
- 全国学生調査

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学教法第83条、学教法施行規則第172条の２、大学設置基準第２条、認可基準告示第１条第１項第２号

質保証の視点

□　「養成する人材像」を、高等教育機関・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしており、学生・教職員の間で共有し、社会に対して発信しているか。

【判断例】

□　学部等ごとに、人材の養成に関する目的が学則等に定めていないなど、「養成する人材像」を示していない。

□　「養成する人材像」を、機関が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとしていない。

※　例えば、「養成する人材像」が深く専門の学芸を教授し知的・道徳的及び応用的能力を展開させる機関の教育目的と整合しない場合。

□　「養成する人材像」を機関の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしていない。

※　例えば、「養成する人材像」が社会や地域ニーズを踏まえたものになっているとの根拠が示せない場合。

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

＜評価基準②＞
「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP) において示していること
＜評価項目＞
a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP) で示していること

【根拠資料例】

- 学部等の DP を示している学則もしくは公表を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の２

質保証の視点
□ 掲げている「養成する人材像」と DP との関連が示され、DP を分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルに関する国際基準などを踏まえたものとしているか。

【判断例】

□ 「養成する人材像」に照らし必要かつ学位にふさわしい資質・能力を DP に掲げていない。

※ 「学位にふさわしい」か否か判断する際は、例えば、分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルなどを踏まえているか確認する。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
a. 「卒業認定・学位授与の方針」（DP）と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」（CP）を策定していること

【根拠資料例】

- CP を示す資料
- DP と CP の関係性を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の２、施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□ DP と整合性がある CP を定めているか。 **【判断例】** □ DP と整合性がある CP を策定していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
b.　「教育課程編成・実施の方針」（CP）と「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していること

【根拠資料例】

- DP に基づいたアセスメントプラン

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

なし

質保証の視点
□　教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定しているか。 **【判断例】** □　教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
c.　「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して教育課程を体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること

【根拠資料例】

- シラバス
- 履修要項
- シラバスを確認するための組織体制等を示す資料
- カリキュラムツリー、カリキュラムマップなど体系的な教育課程編成等を示す資料
- 全国学生調査

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 19 条～第 25 条、施行規則第 172 条の２

質保証の視点

□　CP に照らして教育課程を体系的に編成しているか。
□　教育課程を編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。
□　シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」を明示しているか。
□　学位にふさわしい授業科目を開設しているか。
□　授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。

【判断例】

□　「養成する人材像」や DP・CP を実現するために十分な教育課程を体系的に編成していない。

※　体系性の判断例

- 教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮がなされていない。
- 「主要授業科目」が、学生に学位を取得させるに当たって、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目であって、当該授業科目と DP・CP との関係性を踏まえたものとなっていない。
- 必修科目、選択科目及び自由科目の位置付けが勘案されていない。
- 機関の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当していない。
- 「養成する人材像」に対応した履修モデルが示されていない。

□　個別の科目の内容を、高等教育機関の教育としてふさわしい内容・水準としていない。

※　卒業要件単位に算入することが認められないものの例（卒業要件単位に算入しない科目として開講することは可能）

- 授業内容がリメディアル教育、資格試験対策、ビジネスマナーや就職対策等に終始しているもの
- 情報リテラシーで単にワープロソフトの操作を学ぶ等の水準に終始しているもの

□　明らかに授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮しておらず、単位数を適切に定めていない。
□　授業を講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切な授業方法で行っていない。
□　メディア授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示し、面接授業に相当する教育効果を有するものである内容としていない。
□　設定している授業科目を実践する上で適切な学生数としていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
d. 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者を授業担当として配置していること

【根拠資料例】
- 教育研究組織の構成・教員選抜方針を示す資料
- 教員データ（氏名、年齢、保有学位、直近の研究業績若しくは実務経験等）
- 授業科目の担当教員表

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】
大学設置基準第 7 条～第 10 条、第 12 条～17 条

質保証の視点

□ 研究業績や教育実績等に照らしてふさわしい資質・能力を有している教員等を配置しているか。

【判断例】
- □ 教員数が大学設置基準を満たしていない。
- □ 学部等の規模や授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員及び事務職員等を配置していない。
- □ 教員の構成について特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していない。
- □ 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目について、助手を配置するなど、指導体制に配慮していない。
- □ 授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者が授業の一部を分担する場合、十分な教育効果を挙げられることについて、合理的な説明をしていない。
- □ 教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しておらず、教育研究に係る責任の所在を明確にしていない。
- □ 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態（・処遇等）において、基幹教員（又は専任教員）の位置付けを明確にしていない。
- □ 実務家教員について、当該分野の実務経験を有する者で構成し、保有資格、実務の業績、実務を離れてからの期間等を踏まえて、十分な実務能力を有した者であることを説明していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」(CP) に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
e. 「教育課程編成・実施の方針」(CP) に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者受入れの方針」(AP) を的確に定め、当該方針を踏まえた入学者選抜方法を明確に示していること

【根拠資料例】

- AP を示す資料
- 入学者選抜方法を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の２、施行規則第 172 条の２、大学設置基準第２条の２

質保証の視点
□ 的確な AP を定め、それに沿った入学者選抜方法を示しているか。 **【判断例】** □ 的確な AP を定めていない。 □ AP を定めているが、それに沿った入学者選抜方法としていない。 □ AP を定めているが、入学者選抜方法を明確としていない。 □ 「養成する人材像」と AP が整合性をもって説明していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準②＞
施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること
＜評価項目＞
a. 学修支援に関する高等教育機関としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生に示していること

【根拠資料例】

- 学修支援に関する機関の基本方針
- 学修支援体制組織図及び関連規程などの学修支援体制を示す資料
- 修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報公表を示す資料
- 全国学生調査

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】
施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□　学修支援に関する的確な方針・体制を備え、留学生や障害のある学生など個々のニーズに合った情報提示を行っているか。 **【判断例】** □　教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組んでおらず、また、そのための体制を整えていない。また、その体制等について学生への情報提示を行っていない。 □　修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報を適切に公表していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準②＞
施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること
＜評価項目＞
b.　学修環境を整備するとともに、必要な情報を学生に示していること

【根拠資料例】

- 校地・校舎等の面積
- 設置基準上必要とされている施設等の整備状況
- 教育環境の情報公表をしていることを示す資料
- ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなどの設置状況
- ラーニングコモンズ等の自主学習スペースの活用状況報告書
- ＩＣＴ利用のための方針

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 34 条～第 40 条の３、施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□　校地・校舎等面積の基準を満たし、基準上必要な施設設備を備え、ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなど学生の学修のために必要なスペース等の確保が十分か。

【判断例】

□　校地・校舎等の面積が大学設置基準を満たしていない。
□　基準上必要な施設設備を備えていない。
□　校地・校舎等の施設及び設備などの教育環境に関する情報を公表していない。
□　学生との個別面談・指導のためのスペースや学生が休息、交流できるスペースが十分でない。

評価の基本的な方針Ⅲ.
学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準①＞
「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること
＜評価項目＞
a. 卒業認定の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること

【根拠資料例】

- 学則など卒業認定の基準や判定方法・体制を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 25 条の２、第 32 条、施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□ 卒業認定の基準や判定方法・体制が明らかで、その内容等が十分か。
□ 学生に対して、授業の方法・内容、１年間の授業の計画をあらかじめ明示することとしているか。

【判断例】

□ 卒業認定の基準や判定方法・体制を明らかにしていない。

□ 124 単位以上修得することなどの卒業に関する法令上の要件を満たしていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.
学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準①＞
「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること
＜評価項目＞
b.　授業の単位認定を適切に行っていること

【根拠資料例】

- 学修成果に係る基準・判定方法・体制等を明らかにした資料
- 学修成果に係る評価に当たっての基準の公表を示す資料
- 既修得単位の認定状況に関する資料
- 科目ごとの成績分布
- 科目ごとの履修者数
- 適切な単位認定を行うための体制を示す資料
- 事前事後学習や的確な単位認定がされていることを機関が確認した結果を示す資料
- 異議申し立て制度など評価の透明性確保を示す資料
- 全国学生調査

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 21 条～第 23 条、第 25 条の２、第 27 条～第 30 条、施行規則第 172 条の２

質保証の視点

□　単位認定を適切に行っているか。

【判断例】

□　１年間の授業期間として、35 週確保していない。
□　各授業科目の授業について、十分な教育効果を上げることができるよう、８週、10 週、15 週その他の機関が定める適切な期間を設定していない。
□　単位互換を行う場合、他の高等教育機関において履修した授業科目について、60 単位を超えない範囲としていない。
□　成績評価基準に従って厳格な成績評価を行っていない。
□　授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で機関が定める時間の授業を１単位としておらず、単位数を適切に定めていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.
学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準①＞
「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること
＜評価項目＞
c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」（DP）の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること

【根拠資料例】

- DP の到達度を把握・評価していることを示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 25 条の２

質保証の視点
□ DP の到達度を把握するために的確な直接評価と間接評価を実施しているか。

【判断例】

□ 学修の成果・学位論文に係る評価、卒業の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとしていない。

□ 成績評価の基準・方法について、学部等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定していない。

□ DP の到達度を把握するための的確な直接評価と間接評価を実施していない。

評価の基本的な方針Ⅲ.
学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準②＞
在学中の学修成果の結果を高等教育機関・学部等の掲げる「養成する人材像」につなげていること
＜評価項目＞
a. 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」(DP) に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会的に示していること

【根拠資料例】

- 卒業者数
- 就職率・進学率データ
- 卒業生や雇用先のアンケート調査やヒアリング調査結果

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□ 「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できているという明確なデータや根拠を示しているか。 **【判断例】** □ 「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できていることを示す卒業者数、進学者数、就職状況を把握しておらず、的確に社会的に示していない。

評価の基本的な方針Ⅳ.
学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

＜評価基準①＞
学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること
＜評価項目＞
a. 教育改善のための体制を構築していること

【根拠資料例】

- 教育改善のための体制に係る説明図（規程・体制図など）
- 受審単位ごとの自己点検・評価報告書
- 授業内容及び方法の改善を図るための研修を実施する仕組みを示す資料
- 教員及び事務職員の必要な能力及び資質を向上させるための研修機会の提供を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第１条第３項、細目省令第１条第２項第１号ト及び同項第２号

質保証の視点
□ 教育改善を図るための体制を備え、運用しているか。

【判断例】

□ 教育改善に係る規程や体制を整えていない。
□ 教育改善に係る規程や体制はあるが、規程どおりに運用していない。
□ 教育改善に係る規程や体制があり、規程どおりに運用しているが、客観的なデータ等を用いて運用していない。
□ 受審単位ごとでの自己点検・評価の実施に努めていない。
□ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとしていない。
□ 機関の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うこととしていない。
□ 授業の一部を分担する指導補助者（教員を除く。）がいる場合、当該補助者に対し必要な研修を行うこととしていない。

評価の基本的な方針Ⅳ.
学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

＜評価基準①＞
学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること
＜評価項目＞
b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

【根拠資料例】

- 学修成果の把握・評価した結果を教育改善に活かしている自己点検・評価報告書
- 自己点検・評価結果に基づく改善計画
- 地域、産業界、教職員、学生などのステークホルダーからの意見を聴取し、それを踏まえて定期的に点検・評価していることを示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

なし

質保証の視点

□ 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

【判断例】

□ ステークホルダーからの意見を聞いていない。
□ 自己点検・評価を実施していない。
□ 自己点検・評価の結果に基づいた改善・向上を行っていない。

質向上の視点

質向上の視点

□　教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか。

教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること

【判断のポイント】

①教育活動の取組状況

- 評価の基本的な方針Ⅰ～Ⅳに示す取組状況等を基に判断。

②教育成果

- 教育成果を挙げていることの説明を基に判断。

（教育成果を示す根拠例）

- 多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、e ポートフォリオ、アセスメントテストなど）の結果
- 多面的な間接評価（全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価など）の結果
- 社会での活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査、地域内就職率など）

※　「評価の基本的な方針」を踏まえた優れた取組の例

（明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表に係る取組例）

- 社会・地域のニーズの把握に向けた体系的・継続的な調査や産業界・自治体・卒業生等のステークホルダーとの意見交換を実施し、「養成する人材像」を定期的に見直し・再定義を行っている。
- 「養成する人材像」との整合性を踏まえ、DP の見直し・改善に取り組んでいる。
- DP に掲げられる資質・能力について、アセスメントに耐えうる具体性を持ってコンピテンシーとして定めている。
- 「養成する人材像」や DP について学生が理解し、学修計画に結び付けるような取組を行っている。

（「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制の整備に係る取組例）

- 直接評価と間接評価を組み合わせた多面的な評価を盛り込むなど優れたアセスメントプランを策定し、実行している。
- 教育課程全体が体系的に設計され、学修を段階的に深化させる構造が整備されるなど、学修者本位の教育課程となるよう高いレベルの創意工夫を行っている。
- DP と授業科目との対応関係を学生に分かりやすい形で体系的に示している。
- 学修上の支援を必要とする学生を早期に把握し、個別相談・補習・学習支援プログラム等を効果的に行うための実施体制を整備している。
- 学生の成長を促すための形成的評価を実施している。

（学生の学修成果の適切な把握と評価に係る取組例）

- 高等教育機関の理念や専門分野の特色を踏まえ、学位授与の質保証と透明性を一層高めるための独自の工夫や先進的な取組を行っている。
- DP の到達度に当たり、直接評価（授業評価、卒業研究等の評価、主要授業科目の試験等）を中心としつつ、間接評価（学生アンケート等の自己評価等）を活用するなど多面的かつ精緻な学修成果の把握や評価を行っている。
- 卒業生や雇用先の調査、キャリア追跡等を活用し、卒業後の活躍状況や社会的評価を詳細に把握している。

（学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善に係る取組例）

- 内部質保証システムにおいて、学生や学生団体が参画し、積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制を構築している。
- 地域社会、産業界、自治体、卒業生、外部有識者等からの積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制を構築している。
- 学修成果の可視化により得られた結果を、組織的・継続的に分析し、教育課程や授業改善、修学支援等の具体的改善に的確に活用し、独自の工夫や先進的な取組を行っている。

文部科学省

資料７－５

資料３
中央教育審議会大学分科会
大学院部会（第125回）
R8.5.11

大学院の評価について

「知の総和」向上に向けた大学院の役割

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）

（令和７年2月21日中央教育審議会）（抜粋）

２．今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

（１）教育研究の「質」の更なる高度化

③大学院教育の改革

（略）大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の育成」という４つの人材育成機能を担っている。そのため、**高等教育の中でもとりわけ大学院は、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する役割を中心に担うことが期待される存在**である。

近年、国内外における国際的な競争環境が年々高まる一方で、今後18歳人口が減少する中において、**大学院での高度な教育を受けたより多くの修士・博士人材が多様なフィ ールドで活躍する社会の実現が欠かせない。**（略）

今後大学院進学者・修了者を増やしていく中で、

- **各大学院において最低限の水準が満たされていること**
- **各研究科における優れた教育の取組及びその成果を明示し、進学希望者が大学のブランドイメージのみによらず適切に進路を選択できるようにすること**

が重要。

（参考）個別大学における教育成果（＝修了生の活躍）の例

○北陸先端科学技術大学院大学　修了者の声（博士）

…主指導教員のA先生をはじめ、副指導教員、副テーマ指導教員のB先生、C先生、D先生、そして多くの先生方から多大なるご指導を賜り、**筆頭著者および共著者として、計8報の学術論文**※を発表することができました。…

※筆頭論文のうち１本はNature Biological Engineeringへの掲載

○福井大学大学院　修了者の声（専門職）

私は営業主体の会社なので、マーケティング論と組織論、リスク論が特に役に立ったと感じています。さらに、2年生で履修した経済特論の学びも大きかったですね。**これらの学びを融合させた結果、日本で初めて養殖サーモンでASC国際認証を取得**することができました。学んだことが実際の成果につながったと実感しています。

各大学院がみたすべき最低限の水準

I.　教育が適切に行われていること
- i.　学位審査・修了認定が適切に行われていること（**出口の質保証**）
- ii.　教育課程の編成・実施が適切に行われていること（**中身の質保証**）
- iii.　入学者の受入れが適切に行われていること（**入口の質保証**）

II.　学生や社会にとって必要な情報を適切に公表・明示していること（情報公表）

III.　内部質保証システムを適切に構築し機能させていること（内部質保証）

○何をもって最低限の水準を満たしていると判断するのか？

→逆に「満たしていない」場合を考えると…

I.　教育が適切に行われていない
- i.　学位審査・修了認定が適切に行われていない（**出口の質保証**）
- ii.　教育課程の編成・実施が適切に行われていない（**中身の質保証**）
- iii.　入学者の受入れが適切に行われていない（**入口の質保証**）

II.　学生や社会に対し必要な情報を公表・明示していない（情報公表）

→法令において定める事項が公表・明示されていない

学位の水準に達していない者への学位授与
- **DPが適切に設定**されているか
- 当該**DPに基づく適切な学位審査**が行われているか

等を確認することで評価できる？

（出口の質保証に問題が無い場合）
退学、除籍、留年等により**標準修業年限内で修了できない者の増加**
- **標準修業年限内修了率が同分野における平均を大幅に下回る**ものとなっていないか
- **DPに基づきCP、APが適切に設定**されているか
- 当該**CP、APに基づく授業科目の開設や研究指導計画の設定、入学者選抜**が適切に行われているか

等を確認することで評価できる？

（法令等で定める事項の例）

学校教育法施行規則	第172条の２　大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一　大学の教育研究上の目的及び第165条の２第1項の規定により定める方針に関すること。 二～七　（略） ２～５　（略）

III.　内部質保証システムが適切に構築されていない、又は適切に機能していない（内部質保証）

→教育改善のための体制が構築されていない
様々なステークホルダーの意見を通じた定期的な点検・評価が行われていない

新たな評価制度における大学院の「教育の質」の評価

＜基本的な考え方＞

1．大学院段階の評価においても、当然に求められる教育の質を確実に保証するとともに、教育の質向上を後押しするため、「質保証」・「質向上」から構成する。

2．質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として「質保証」されているかを確認、評価するとともに「教育の質」が質保証・質向上されているかは、教育の基本組織である研究科における教育活動を確認し、評価していくことが必要。

3．これまでの大学院段階における各種評価（①機関別認証評価、②現況分析（国立大学法人のみ）、③分野別認証評価（専門職大学院のみ）、④加算プログラム（法科大学院のみ））の蓄積や成果を活かしつつ、評価間の重複等の課題を解消させる。

＜1．2．について＞

（大学全体の評価）

- 設置基準等をベースに、学部と同様に大学全体の社会的信頼に関すること、全学的な教育の内部質保証に関する方針と体制に関すること、内部質保証が図られていることを確認

（研究科ごとの評価）

- **質保証の視点からの定量的・定性的評価**
- **質向上の視点からの優れた取組及び全体実績の評価**

質保証	定量的・定性的評価	I.　明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表 II.　適切な学位審査・学位授与の実施 III.　学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善
質向上	優れた取組＋全体実績	I.　DPに掲げる資質・能力に係る教育成果 II.　学生の能力を伸長させるための学修・研究環境の向上

※大学における取組状況に関連し、質保証又は質向上の判断材料として参考となる情報（社会人学生数/割合、修了者に占める就職者の割合等）についてはデータベースへの入力を求める。

研究科ごとの段階別評価の考え方と評価結果の活用イメージ

✓ 研究科ごとの教育の質を評価するにあたっては、**質保証の視点**と**質向上の視点**から評価し、**評価結果は段階別に示す**。

✓ 研究科ごとの段階別評価は
①「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達していない研究科」
②「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達している研究科」
（②の水準に達していることを前提に）
③「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を上げている研究科」　　という**３段階を検討**してはどうか。

✓ 評語については、例えば、星（３つ星、１つ星、要改善）にするなど、学部段階における評価との整合性も担保しつつ、**学生や企業等の社会にとってわかりやすい評語とする方向で検討**してはどうか。

段階の意味	高等教育機関として求められている水準に達していない研究科	高等教育機関として求められている水準に達している研究科	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を上げている研究科
評語（案）	要改善	１つ星（★）	３つ星（★★★）
判定方法・活用イメージ	● 質保証の視点からの定量的・定性的評価		● 質向上の視点からの優れた取組及びその成果の評価
	✓ 自己点検・評価書の記載を基に質保証の視点により評価し、**１つでも満たさない項目がある場合は「要改善」として判断**する。 ▼ □ **要改善研究科の場合**、高等教育機関として求められる水準に達していないおそれがあることから、**文部科学省においてペナルティを含めたその後の対応を実施**することを検討 □ なお、要改善研究科の場合であっても、文部科学省により早期の改善が確認されるなど、状況に応じて再評価の受審が可能とすることを検討する。		✓ 評価の視点Ⅰ、Ⅱについて、各**研究科における優れた取組やその成果**について、つながりが分かるよう記載 ✓ 大学や研究科における**アクションとそのアウトカムが、そのつながりも含め筋道立てて設定されているものを評価** （評価の視点） Ⅰ. DPに掲げる資質・能力に係る教育成果 Ⅱ. 学生の能力を伸長させるための学修・研究環境の向上

補足資料

１．大学全体で評価する事項及び設置基準等に基づき各大学院・研究科について確認する項目の例

大学全体で評価する事項について（案）

質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価する。
また、大学全体としての必要最低限の基準であるため、大学全体の評価にあたって基準を満たさない場合については、研究科ごとの評価を実施しない。

※１、２についてはデータプラットフォームも活用し、簡素な評価を想定。

評価基準	判断例
1　大学組織の社会的信頼に関すること	□ 社会の信頼や学生の利益を損なうことがないよう法令や社会的倫理に則って大学運営なされている □ 以下のような法令で全学的に求められている事項を満たしている ・ 特定の範囲の年齢に著しくに偏ることがないよう配慮するともに、必要な教員数が確保されていること ・ 教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修を教員等に実施していること（もしくは実施していることを確認していること） ・ 必要な校地・校舎等の施設及び設備等が備えられていること ・ 必要な大学情報を社会に公表していること
	【根拠資料例】法令で全学的に求められている事項に関するデータ等（教員数、校地・校舎面積、情報公表等）
2　全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること	□ 適切な内部質保証のための全学的な手続が明らかにされている □ 全学的な内部質保証を行うための適切な体制が整備されている
	【根拠資料例】全学的な内部質保証の方針及び手続、内部質保証の体制図、手続規程
3　大学の目指すべき方向性に向け、点検・評価行い、内部質保証が図られていること	□ 中長期計画など、大学として目指すべき方針が示されている □ 内部質保証手続に基づいて、大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、定期的かつ適切に点検・評価が行われている □ 自己点検・評価の結果に基づいて、研究科等の組織に対し、全学的な調整や支援が適切に行われ、質保証がなされている
	【根拠資料例】大学のビジョン、大学の中長期計画等、大学が定期的に行っている自己点検に関する資料

※　全学的な特色ある教育の取組については、大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況として資料を提出することも可能とするが、研究科等において「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に紐づき有機的に機能しているかという点を研究科ごとの評価の「質向上の視点」において評価する。

設置基準等に基づき各大学院・研究科について確認する項目の例

●大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）関係

条項	カテゴリー	設置基準上の扱い
第1条の2	教育研究上の目的	～学則等に定める**ものとする**。
第1条の3	入学者選抜	～公正かつ妥当な方法により**適切な**体制を整えて行う**ものとする**。
第7条	研究科の組織編制	～その目的にふさわしいものとなるよう**配慮するものとする**。
第8条第1項	教育研究実施組織等（全般）	～**必要な**教員及び事務職員等～を編制する**ものとする**。
第8条第2項	教育研究実施組織等（連携体制等）	～**適切な**役割分担及び～特に**留意するものとする**。
第8条第3項	教育研究実施組織等（厚生補導等）	～組織を編制する**ものとする**。
第8条第4項	教育研究実施組織等（運営業務等）	～**必要な**業務を行うため～組織を編制する**ものとする**。
第8条第7項	教育研究実施組織等（教員の年齢構成）	～著しく偏ることのないよう**配慮するものとする**。
第8条第8項	教育研究実施組織等（二校地の場合等）	～**必要な**教員及び事務職員等を置く**ものとする**。
第9条第1項	必置教員	～**文部科学大臣が別に定める数**置く**ものとする**。
第9条の3第1項	FD・SD	～**必要な**取組を行う**ものとする**。
第9条の3第2項	FD・SD	～組織的な研修及び研究を行う**ものとする**。
第9条の3第3項	FD・SD	～**必要な**研修を行う**ものとする**。
第10条第1項	収容定員	～研究科ごとに定める**ものとする**。
第10条第3項	収容定員充足率	～在学する学生の数を収容定員に基づき**適正に**管理する**ものとする**。

条項	カテゴリー	設置基準上の扱い
第11条第1項	教育課程の編成	～**必要な**～体系的に教育課程を編成する**ものとする**。
第11条第2項	教育課程の編成	～**適切に**配慮**しなければならない**。
第14条の2第1項	授業・研究指導計画等	～あらかじめ明示する**ものとする**。
第14条の2第2項	学位授与・修了認定	～明示するとともに、当該基準にしたがって**適切に**行う**ものとする**。
第19条	施設及び設備等	～**必要な**～を備える**ものとする**。
第20条	施設及び設備等	～**必要な**～を備える**ものとする**。
第21条	施設及び設備等	～**必要な**資料を系統的に整備し～提供する**ものとする**。
第22条の２	施設及び設備等	～**必要な**～を備える**ものとする**。
第22条の3	施設及び設備等	～に**努めるものとする**。
第23条	独立大学院の研究科数等	～**適当な**規模内容を有すると認められる**ものとする**。
第25条第1項	独立大学院の施設及び設備等	～**必要に**応じた十分な規模の～を有する**ものとする**。
第27条	通信教育における教員数	～**教育に支障のないよう**相当数増加する**ものとする**。
第29条	施設及び設備等	～**教育に支障のないよう**～を有する**ものとする**。
第30条	教育研究実施組織等	～**適当な**組織等を設ける**ものとする**。

※第30条の２以降の各特例関係は省略

●法令等において情報公表を求めており、新たな評価においても確認すべきと考えられるものの例

- 標準年限内修了率（分野ごとの平均値と比較？）
- 標準年限以内で修了せずに退学した者及びその他の修了していない者（長期履修学生数や留年者等）の割合

２．質保証の視点からの定量的･定性的評価（案）

2．質保証の視点からの定量的・定性的評価（案）

Ⅰ．明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表

＜評価基準＞	＜評価項目＞	＜質保証の視点＞
＜評価基準①＞ 大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、学位にふさわしい「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げているか	a. 大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」が適切に定められ、示されていること	• 「養成する人材像」が学位にふさわしく、大学・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっており、学生・教職員の間で共有され、社会に対して発信されているか
＜評価基準②＞ 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「修了認定・学位授与の方針」（DP）において示しているか	a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力が「修了認定・学位授与の方針」（DP）で示されていること	• 掲げている「養成する人材像」とDPとの関連が示され、DPが「知のプロフェッショナル」として身に付けるべき能力や分野ごとの国際水準等を踏まえたものになっているか
＜評価基準③＞ 「修了認定・学位授与の方針」（DP）において示す資質・能力を学生が身に付けるために適切な「教育課程編成・実施の方針」（CP）を策定し、CP及びCPに基づくカリキュラム等を学生に対して示していること	a. 「修了認定・学位授与の方針」（DP）と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」（CP）が策定されていること	• DPに示す資質・能力とCPとの関連が示されているか
	（修士課程・博士課程の場合） b. 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に基づく授業/研究指導の方法及び内容、1年間の授業/研究指導の計画が学生に対して明示されていること （専門職学位課程の場合） b. 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に即してふさわしい授業科目を開設していること	（修士課程・博士課程の場合） • シラバス等を通じて、「授業/研究指導の方法」「1年間の授業/研究指導の計画」が明示されているか （専門職学位課程の場合） • 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に即してふさわしい授業科目が開設されているか
	（専門職学位課程の場合） c. 教育課程連携会議における産業界との連携による授業科目の開設等に係る審議内容も踏まえて、「教育課程編成・実施の方針」（CP）が策定されていること	（専門職学位課程の場合） • 教育課程連携会議における産業界との連携による授業科目の開設等に係る審議内容も踏まえて、CPが策定されていること

2．質保証の視点からの定量的・定性的評価（案）

Ⅰ．明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表（続き）

＜評価基準④＞ 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に照らして、必要な資質・能力を図るために「入学者受け入れの方針」（AP）を的確に定めるとともに、当該APに基づき適切に入学者選抜を実施すること	**＜評価項目＞** a. 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に照らして、必要な資質・能力を測るために「入学者受け入れの方針」（AP）が的確に定められていること	**＜質保証の視点＞** • CPに照らして的確なAPが定められていること
	b. 「入学者受け入れの方針」（AP）に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて入学者の選抜が行われていること	• APに基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて入学者の選抜を行っていること • 入学者選抜の方法が対外的に示されていること

Ⅱ．適切な学位審査・円滑な学位授与の実施

＜評価基準①＞ 「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、適切な審査体制が整備されていること	**＜評価項目＞** a. 「修了認定・学位授与の方針」（DP）において示す資質・能力に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得るなども含め、適切な体制が整備されていること	**＜質保証の視点＞** • 指導教員ではない複数の教員による学位審査の体制が整備されていること • DPに示す資質・能力に合わせた学外審査委員等が選定されていること （参考情報例）学則など修了認定の体制を示す資料、学位規程、学外審査委員データ
＜評価基準②＞ 審査体制の整備に当たっては、審査の透明性・客観性が担保されていること	（修士課程・博士課程の場合） a. 論文審査委員名の公表や口述試験の公開等が行われていること	（修士課程・博士課程の場合） • 論文審査委員名の公表や口述試験の公開等が行われていること （参考情報例）論文審査情報の公表HP等
	b. 修了認定及び学位授与の審査等に係る基準を適切に設定するとともに学生に対して明示すること	• DPに示す能力を踏まえ、修了の認定に関する基準【及び学位論文に係る評価基準】が適切に設定され、学生に対して明示されていること ※【】は修士課程・博士課程のみ （参考情報例）学内規定及び学生に対し明示していることが分かるデータ

2．質保証の視点からの定量的・定性的評価（案）

Ⅱ．適切な学位審査･円滑な学位授与の実施（続き）		
＜評価基準③＞ 学位の授与が円滑に行われていること	**＜評価項目＞** a.　標準修業年限内での円滑な学位授与が行われていること	**＜質保証の視点＞** • 標準修業年限以内で修了した者の占める割合が公表されていること • 標準修業年限以内で修了した者の占める割合の情報公表等を通じて、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たし、社会からの信頼と支援を得られるよう取組が進められていること （参考情報例）学位授与数、標準修業年限内修了率
Ⅲ．学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善		
＜評価基準①＞ 学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること	**＜評価項目＞** a.　教育改善のための体制が構築されていること	**＜質保証の視点＞** • 教育改善を図るための体制があり、運用されているか （参考情報例）教育改善のための体制に係る説明図
	b.　様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること	• 地域・社会のニーズを把握するために的確なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか （参考情報例）ステークホルダーからの意見を聴取し、それを踏まえて定期的に点検・評価していることを示す資料

３．質向上の視点からの優れた取組及びその成果の評価（案）

各研究科における優れた教育の取組及びその成果の評価（案）

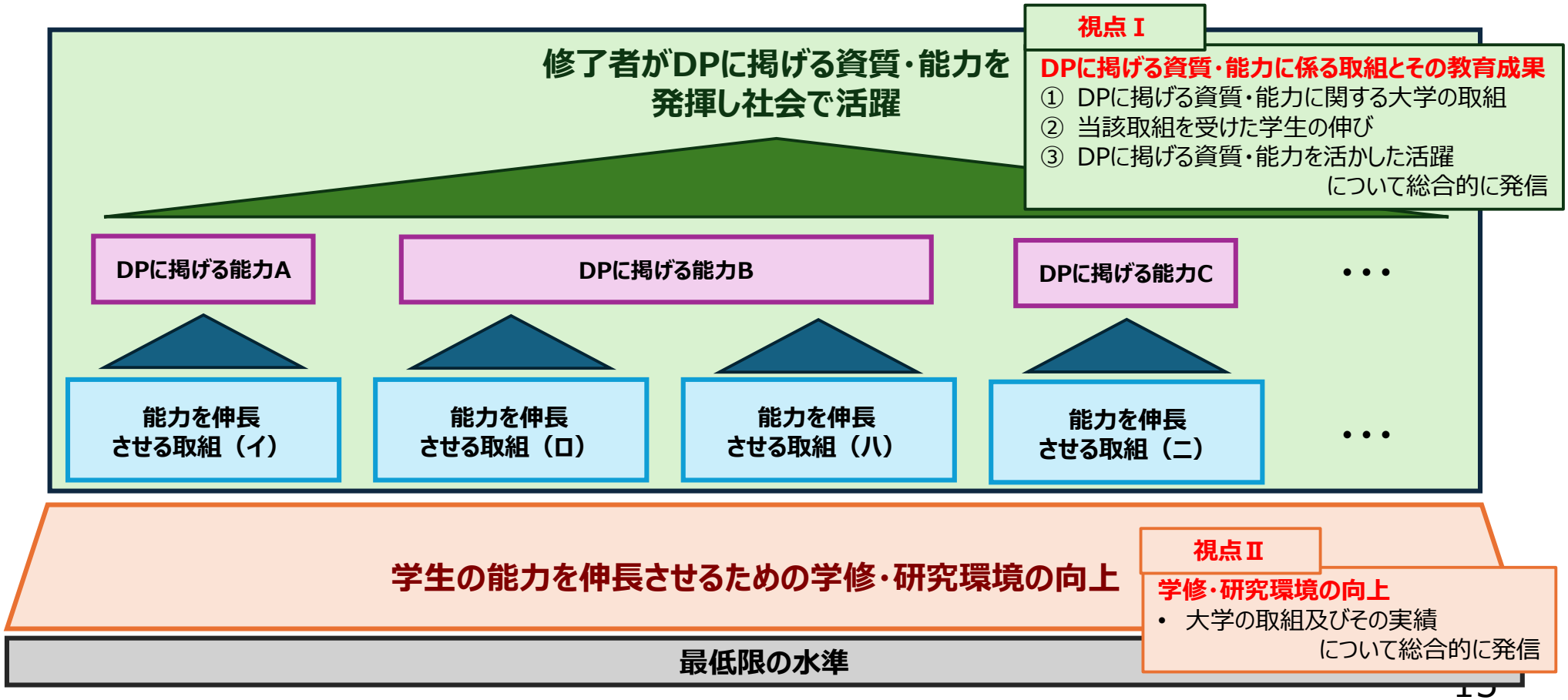
- 大学院進学者・修了者を増やしていく中では、**「教育活動を通じて教育成果を明確に挙げている」**ことの発信が重要

ここでの教育成果の定義は、

教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること※

※ 教学マネジメント指針での定義。一人一人の学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果（学修成果）の把握も含め、研究科としての教育成果を指す。

- 研究科間で比較可能なものとするため、DPに自らが掲げた資質・能力を修了者が身に付けていること（教育成果）について、以下の視点に沿って整理してはどうか。



質向上の視点からの優れた取組及びその成果の評価：評価書のイメージ

○ 評価書における記載の例　※現時点のイメージ

研究者養成を主目的とした研究科の評価書イメージ

評価の視点Ⅰ：DPに掲げる資質・能力に係る教育成果

＜DPに掲げる資質・能力＞

A. 国際頭脳循環の中で研究者として活躍するための国際性

【①DPに掲げる資質・能力に関する取組及び②当該取組を受けた学生の伸び】

«①取組の内容»

A. △△大学との交流協定に基づき、毎年〇人の学生を派遣。また、派遣時には渡航費及び滞在中の生活費としてXX万円を支給し…

«②取組実績と学生の伸び»

	海外派遣実績	国際性の伸長度
全体実績 重要度：○%	**◆海外派遣** • 1年以上 ○件 ・・・	**◆ルーブリック上の国際性に関する項目** • 入学時の自己評価（平均レベル1.5）→修了時の自己評価（平均レベル3.4）・・・
個別事例 重要度：○%	**海外経験**	**国際性の伸長度**
	◆修了者A（博士） • ○○大学に▲年◇カ月滞在	**◆修了者A（博士）** • 指導教員による評価：海外経験を通じて専門分野の英語力はネイティブレベルまで上昇。・・・

＜DPに掲げる資質・能力＞

B. ・・・・・・

【①DPに掲げる資質・能力に関する取組及び②当該取組を受けた学生の伸び】

«①取組の内容»

B. ・・・・・・

＜③DPに掲げる資質・能力を活かした活躍＞

	在学時の評価	所属先における評価・実績	現在の自己評価	全体実績等
個別事例	**◆修了者A（博士）** 本研究科において身に付けるべき創出力や国際性について、学内評価ルーブリックにおける最高レベルを達成しており、・・・	**◆修了者A（博士）** ●●分野における高い研究力を有しており、テニュアトラック教員として採用。・・・ 【代表的な実績】 • ～～～, Science, … (2023) • ～～～, Nature, … (2025)	**◆修了者A（博士）** 大学院において、複数の教員による綿密な指導のもとで、最先端の研究設備を用いた研究の経験を積んだことにより、・・・と感じている。・・・	**◆アカデミアに就職した者のうち修了後６年以内にテニュアトラックに乗った修了生の割合** • ○%（□名/△名） **◆修了者アンケートにおける成長実感** • 「大きく成長した」と回答した割合：○%

教育活動を通じて教育成果を明確に示せているかについて、以下のポイントを踏まえながら、**総合的に判断**する。

① DPに掲げる資質・能力に関する大学の取組
② 当該取組を受けた学生の伸び
③ DPに掲げる資質・能力を活かした活躍

質向上の視点からの優れた取組及びその成果の評価：評価書のイメージ

○ 評価書における記載の例　※現時点のイメージ

高度専門職業人養成を主目的とした研究科の評価書イメージ

評価の視点Ⅰ：DPに掲げる資質・能力に係る教育成果

＜DPに掲げる資質・能力＞

A. □□分野における実践力・リーダーシップ

【①DPに掲げる資質・能力に関する取組及び②当該取組を受けた学生の伸び】

«①取組の内容»

A. □□分野において今後●●が必要とされる見込みが高いことを踏まえ、連携企業が提供する社会課題をベースにスキルの実践を行う演習を提供。また、□□分野における最先端の知見を有する実務家教員を配置。…

«②取組実績と学生の伸び»

	●●スキルの伸長度
全体実績 **重要度：○%**	**◆ルーブリック上の●●スキルに関する項目** • 入学時の指導教員評価（平均レベル1.5）→ 修了時の指導教員評価（平均レベル3.4） **◆学生アンケートにおける成長実感** • 入学時と比較して～～と感じると回答した者の割合：○%（令和●年度） **◆在学中の国家資格取得率の向上** • １年次：○% → ２年次：○%

＜DPに掲げる資質・能力＞

B. ・・・・・・

【①DPに掲げる資質・能力に関する取組及び②当該取組を受けた学生の伸び】

«①取組の内容»

B. ・・・・・・

＜③DPに掲げる資質・能力を活かした活躍＞

	修了者本人の自己評価	修了後の所属先における評価		
個別事例	**◆修了者A（専門職）** 修了後X年後に●●分野における社会課題を解決する新たなビジネスモデルを構築し、△△社から出資を受け起業・・・	**◆修了者（社会人学生除く）の就職後の平均給与** • ○円（学部卒の同世代と比較し×%高い）	**◆社会人学生の修了後の平均給与上昇率** • ○%	**◆派遣元企業の満足度** • ○%

教育活動を通じて教育成果を明確に示せているかについて、以下のポイントを踏まえながら、**総合的に判断**する。

① DPに掲げる資質・能力に関する大学の取組
② 当該取組を受けた学生の伸び
③ DPに掲げる資質・能力を活かした活躍

質向上の視点からの優れた取組及びその成果の評価：評価書のイメージ

○ 評価書における記載の例　※現時点のイメージ

学生の能力を伸長させるための学修・研究環境の向上について、取組内容及びその実績をふまえ総合的に判断する

評価の視点Ⅱ：学生の能力を伸長させるための学修・研究環境の向上

a.学生が研究に集中するための経済的支援 ＜研究者養成を主目的とした研究科の記載イメージ＞

【大学・研究科における取組内容】

大学の独自ファンドを活用し、優秀な学生をRA雇用。毎月の給与により生活費を支援するとともに、学会参加費や国際学会に係る渡航費等を支援することで、学生がアルバイト等を行わず学修・研究に集中できる環境を実現。

«取組実績»

個別事例 重要度：○%	RA雇用等の状況	全体実績 重要度：○%	RA雇用等の状況
	◆修了者A（博士） • 令和○年◇月よりRAとして雇用され、●万円/月を受給 • 米国での国際学会における口頭発表のため、渡航費等を○割補助 • 航空券については予約時点で申請を可能とし、仮支給を行うことで立て替え払いによる学生の経済的負担を軽減		**◆RA雇用人数** • ○人（●万円/月）、□人（■万円/月）、… **◆学会参加費、渡航費支援件数** • ○件（令和●年度）、…

b. 社会人学生が学修しやすくなるための環境の整備 ＜高度専門職業人養成を主目的とした研究科の記載イメージ＞

【大学・研究科における取組内容】

勤務時間に配慮した授業時間を設定するとともに、担当教員に対しては給与面でのインセンティブを措置（取組A）。また、サテライト・遠隔授業システムを整備し、○%の授業科目において導入（取組B）。加えて短期コースを設定し…

«取組実績»

個別事例 重要度：○%	取組実施状況	取組の実施による効果	全体実績 重要度：○%	取組の実施による総合的な効果
	【取組A：社会人に配慮した授業時間設定】 必修科目30単位のうち●単位について18時以降に開講。また、～～実技演習については隔週土曜日の実施とし…	【取組A：社会人に配慮した授業時間設定】 • 対象授業Aにおける学生の満足度： ○○%（前年度：××%） • 対象授業Aの受講者数： ○○人（前年度：××人）		**◆研究科における社会人学生割合** • ○○%（前年度：××%） **◆社会人の入学希望者数** • ○○人（前年度：××人） ◆・・・
	【取組B：遠隔授業の導入】 ・・・	【取組B：遠隔授業の導入】 • 対象授業Bにおける学生の満足度：・・・		

参考資料

「新たな評価」の基本的な考え方について

目的

「新たな評価」制度を通じて「教育の質」を見える化し、
①　高等教育機関として**当然に求められる教育の質（※）を確実に保証**すること（**質保証の徹底**）
②　学生一人一人の能力を最大限高めるための**教育の質向上を後押し**すること（**質向上の促進**）
を両立させ、大学の教育の取組や成果を社会に分かりやすく示すことを目的とする。

※学校教育法、同法施行規則、大学設置基準等の法令等で求められる水準を想定

質保証の責任は一義的には大学にあることから、**大学全体として質保証されているかを確認、評価**するが、その中でも「教育の質」が質保証・質向上されているかは、教育の基本組織である**学部における教育活動を確認し、評価していくことが必要。**

大学全体の評価

大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況

- ✓ 質保証の責任は一義的には大学にあることから、**大学全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価**する。
- ✓ 従来の自己点検・評価すべき事項からの精選・簡素化を図るとともに、提出する資料は大学が新たに作成するものではなく、既存の資料を基本とする。

学部ごとの「教育の質」に特化した評価

- ✓ 学部等において法令等で求められる水準に達しているかを厳格に判断することで教育の**質保証の徹底**を図る。
- ✓ 学生一人一人の能力を最大限高めるために、教育水準を向上させているかを評価。
- ✓ 教育活動の水準向上のための取組を通じて教育成果（アウトカム）が出ている学部等を高く評価することで、高等教育全体としての教育の**質向上の促進**を図る。

学部の **段階別評価**

評価の流れについて

「新たな評価」データプラットフォーム

データ入力・受審管理

評価作業支援

評価結果公表

データ入力

データ活用

評価結果入力

大学

機関単位で申請

評価機関

- 「新たな評価」制度は高等教育機関として「教育の質」が適切に保証され、改善・向上がなされているかについて評価
- 特に、高等教育を行う基本組織である学部ごとに「質保証」「質向上」の視点から**段階別**に評価

大学全体の評価

1．大学全体の社会的信頼に関すること
2．全学的な教育の内部質保証に関する方針と体制に関すること
3．内部質保証が図られていること

大学全体の評価において、基準を満たさないと判断される場合は学部ごとの評価を実施しない

学部ごとの「教育の質」に特化した評価

Ⅰ．明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表
Ⅱ．「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制
Ⅲ．学生の学修成果の適切な把握と評価
Ⅳ．学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

学部ごとの段階別評価

学部ごとの評価結果を付して文部科学省・大学（学長）宛てに通知

大学

- 評価結果を学内で共有し、自己改善等に活用

質保証の水準を満たしていない学部を持つ大学

文部科学省からの確認に応じて、改善状況を報告
※なお、早期の改善が確認されるなど、状況に応じて再評価の受審が可能

文部科学省

- 質保証の水準を満たしていない学部を持つ大学に対し、改善状況の確認
- 改善の取組が不十分、改善の見通しがない場合には厳格に措置することを検討

※　評価の過程もしくは評価結果が出た後において虚偽報告や重大な社会的倫理に反する事項が発覚した場合は、評定を保留ないし評定を取り消すこととする。

過去の審議会における大学院の評価に関する議論

学位制度の見直し及び大学院の評価について（答申）（平成3年2月8日大学審議会）（抜粋）

１．自己評価の必要性及び制度化

大学は学問の府として自律的な教育研究が保障され、その創意によって**常に教育研究水準の向上に努めることが社会的に期待されている。**

大学院が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検・評価を行い、改善への努力を行っていくことが重要であり、このため、大学院設置基準において、各大学院自身による教育研究活動についての自己評価に関する努力規定を定めることが適当である。

（別紙）大学院の自己点検・評価項目（例）

◇教育目的等	○ 教育目的の設定（研究科、博士課程・修士課程） ○ 教育目的の点検・見直し ○ 大学院・研究科の将来構想 ○ 教育研究の活性化・充実のためのこれまでの取り組み

※左記以外にも、教育活動、研究活動、教員組織、施設設備、国際交流、社会との連携、管理運営、自己評価体制について項目を例示

新時代の大学院教育　－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－（答申）

（平成17年9月5日中央教育審議会）（抜粋）

第２章　新時代の大学院教育の展開方策

２　国際的な通用性、信頼性の向上（大学院教育の質の確保）のための方策

（１）大学院評価の確立による質の確保

…**大学院評価は、大学院の教育研究水準、組織運営の一層の向上・改善に資することを目的とする**ものであり、各大学院におけるこれまでの教育研究活動が的確に評価され、これにより、**各大学院の教育研究活動がより一層効果的・効率的な形で発展していけるようなものとする必要**があり、…将来的には、認証評価について、大学全体を組織体として評価する「機関別認証評価」に加え、**大学院教育の専門性に沿った「専門分野別評価」を導入していくことが適当**である。…既に制度的に導入されている専門職大学院を対象とした認証評価機関の展開状況や独立行政法人大学評価・学位授与機構における蓄積等も踏まえつつ、国としても専門分野別第三者評価の形成・導入に関する支援方策を講じていくことが必要である。…

各大学院が行う専門分野別の自己点検・評価の項目イメージ（例）

（教育研究活動の実践）

□体系的な教育課程　：課程の目的等に沿った体系的な教育課程の構築

・課程の目的等に沿った教育内容・方法（カリキュラム）編成

・組織的な教育内容・方法の見直し・改善（FD）

※左記以外にも、課程の目的・役割、大学院組織、教育・研究指導、教育研究活動、学生支援、大学院運営、地域・社会活動、情報発信、自己点検・評価について項目を例示

※大学院における「教育」の重要性はその他累次の答申においても言及。

＜３．について＞

これまでの大学院における主な「教育の質」の評価

機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学における現況分析
• 全ての大学、短期大学、高等専門学校が定期的に受審（７年以内ごと） • 大学院を持つ大学においては、**大学院も含めた大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況**について評価 • 国が定める大枠（細目省令）に基づき、それぞれの認証評価機関において大学評価基準を設定 • 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取を含む	• 専門職大学及び専門職大学院等が定期的に受審（５年以内ごと） • 専門職大学及び**専門職大学院等の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況**について評価 • 国が定める大枠（細目省令）に基づき、それぞれの認証評価機関において分野別評価基準を設定 （※法科大学院については、別枠で詳細かつ多岐にわたる細目が示されている） • 評価方法に、関連職業団体関係者等及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取を含む	• 国立大学法人に対して、国立大学法人評価委員会からの要請を受けて大学改革支援・学位授与機構が実施 • **学部・研究科及び研究組織等ごと**に、現況分析基本データ及び政府公表データも踏まえ、中期目標期間における取組や活動、成果の状況について各大学法人が作成・提出する現況調査票をもとに評価を実施 • 特に教育の現況分析においては、学部・研究科等ごとの現況調査票から**「優れた点」「特色ある点」として合計２個を上限として抽出し、段階判定における加点要素**としている

✓ それぞれの評価制度が導入されてからこれまでの間に、各大学における適切な自己点検・評価の実施及び定着、評価結果を活用した改善、内部質保証システムの導入が進んでいる

✓ また、分野別認証評価や国立大学における現況分析においては、適合・不適合といった質保証の範囲にとどまらない、教育研究活動の更なる改善（質向上）に向けた取組も行われている

✓ 一方で、**多くの評価においては、各大学が自らの取組（＝アクション）を記載し、評価者はその記載内容に基づき取組の卓越性等を評価するにとどまっており**、教育の質向上に向けた効果的なPDCAサイクルの実現に必要な、**アクションからアウトカム**（＝修了者が大学院で身に付けた能力を活かして社会の多様なフィールドをリードしていること）**までを一体的に評価できるものにはなっていない**

＜３．について＞ これまでの専門職大学院における評価と新たな評価の在り方

◎これまでの分野別認証評価の成果

- 法科大学院を中心とした適合割合の向上による専門職大学院制度の質保証の実現
  - ・法科大学院　　：68%　→　**97%**
  - ・その他専門職大学院：95%　→　**100%**
  - ※第１サイクル（H18～）→第４サイクル（R3～）
- 実務家の評価による産業界の要望や社会的ニーズの反映
- 細目省令に示す項目や適合／不適合（質保証）に留まらない取組の更なる改善（質向上）に向けた取組の実施
  - ・段階別評価の実施、先駆的・優良事例の取り上げ
  - ・修了者の追跡調査
  - ・コアカリキュラムを基準に盛り込むなど、国家資格等の質保証を担保
  - ・国際基準を参照して評価基準を制定するなど、国際通用性の確保

▲これまでの分野別認証評価の課題

- 評価結果の活用が進まない（専門職大学院に閉じた評価で通常の研究科等との比較ができない）
- 機関別認証評価や国立大学法人評価との重複感・負担感、受審費用負担が大きい
- 評価機関や評価委員間の視点や理解にバラツキがある、形式化していて効果を感じられない
- 評価分野が細分化されすぎたり、学会の不存在や職能団体から評価員を確保することが難しい

分野別評価制度の評価と在り方

（総論）
- 制度創設20年を迎え、新たに創設する制度における教育方法の確立・質保証の第三者による検証に一定程度の成果を果たしたと考えられる。
- 新たな評価制度の設計に当たっては、現在の分野別評価の成果を引き続き活かし（継承し）つつ、課題を克服できる（見直す）制度設計にする必要がある。

（継承する点）
- これまでの分野別認証評価の細目省令上みられてきた項目は網羅される形で質保証の視点による評価を実施（※一部は大学院（修士・博士）と同様に簡素化を図る）
- 今後の大学院教育の評価においても、高度専門職業人養成を主目的とする研究科では実務家を参画させるなど、学術的な観点・実学の観点の双方が含まれ得る設計にする
- 引き続き「質保証」「質向上」双方の観点が組み込まれた評価制度とする
- 細目省令等の制度上の要件を超えた知見の活用・継続性の確保の観点から、既存の分野別認証評価機関が新制度においても（特定分野）評価機関となることが妨げられないようにすべき
- 資格の質保証やプログラム認定に係る大学の受審負担軽減の観点からも、評価機関が独自に設定する評価項目の追加を可能とすべき

（見直す点）
- 専門職学位課程も修士課程・博士課程と同じ枠組みで評価
- 研究業績以外の教育の質向上に資する取組・成果が評価されるよう、留意
- 機関別・分野別認証評価を一本化し、重複を可能な限り排除する
- 大学院（修士・博士）と同様、途中段階での学修成果の把握等の項目は簡素化するなど、負担軽減を図る
- 学部同様、ガイドラインの策定や評価機関間の調整の場の設定により評価のバラツキを改善
- 研究科単位（修士・博士・専門職学位）で評価委員を共有することで評価委員を確保

※専門職大学院のうち、「法科大学院」及び「教職大学院」については学位の分野として独立しており、特に法科大学院については、修了が司法試験受験資格と紐づいており制度的に質保証が求められること、現在の分野別認証評価の細目省令も独立しており、加算プログラムによる評価の蓄積もあることから、その評価の在り方については中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において別途検討すべき。（教職大学院の扱いも別途検討）

（参考）これまでの大学院における主な「教育の質」の評価（評価項目）

<table>
<tr><th colspan="3">認証評価</th><th rowspan="2">現況分析
※教育に関する項目抜粋</th></tr>
<tr><th>機関別</th><th>分野別</th><th>うち法科大学院</th></tr>
<tr><td colspan="2">●学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。
●特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
●評価方法に、自己点検・評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
●継続的な研究成果の創出のための環境整備、学修成果の適切な把握及び評価に係る項目が定められていること。</td><td>●評価方法が、連携法（※）第2条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものであること。
※法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律</td><td rowspan="2">【教育に関する現況分析基本データ】
•学生数（男女別）
•社会人学生の割合
•留学生の割合
•日本人留学生の割合
•入学定員充足率
•本務教員当たりの学生数
•本務教員数（男女別）
•退学率
•入学者のうち標準修業年限内卒業・修了率
•入学者のうち標準修業年限×1.5年以内卒業・修了率
•卒業・修了者に占める進学者の割合
•卒業・修了者に占める就職者の割合

【教育の現況分析に用いる政府公表データ】
•国家試験合格率（法科大学院修了者の司法試験合格率等）
•教員就職率（正規任用のみの教員就職率（教教職大学院）等）</td></tr>
<tr><td>●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。
①教育研究上の基本となる組織
②教育研究実施組織等
③教育課程
④施設及び設備
⑤卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針
⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表
⑦教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証）
⑨財務
⑩その他教育研究活動等
●内部質保証について重点的に評価を行うこととしていること。
●設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。</td><td>●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。
①教員研究実施組織等
②教育課程（教育課程連携協議会に関することを含む。）
③施設及び設備
④学修の成果（進路に関することを含む。）
⑤その他教育研究活動等</td><td>●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。
①入学者選抜における多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価及び判定
②専任教員の適切な配置その他の教員研究実施組織
③入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理
④教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の段階的かつ体系的な教育課程の編成
⑤一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定
⑥連携法に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法
⑦学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定
⑧授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施
⑨教育活動等の状況に係る情報の公表
⑩学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定
⑪単位及び法学既修者の認定
⑫課程の修了認定
⑬教育上必要な施設及び設備
⑭図書その他の教育上必要な資料の整備
⑮法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況
⑯連携法科大学院における認証評価の実施状況</td></tr>
</table>

（参考）分野別認証評価に関連する近年の主な提言等

「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」（平成28年8月10日中央教育審議会大学分科会大学院部会 専門職大学院ワーキンググループ） 抜粋

（1）社会（「出口」）との連携による認証評価
○認証評価機関は、修了生の就職先（民間企業等）、学生、その他の関係者から意見を聴き、認証評価に反映させることが必要であり、その際、特に、修了生が、各専門職大学院の人材養成上の目的に沿った活動を行っているかを確認することを検討すべきである。

（2）国際的な同等性・通用性の確保
○認証評価において、教育の質の国際的な同等性・通用性の確保が必要であり、認証評価機関における国際的な視点からの取組が期待される。

（3）機関別評価と分野別評価の効率化
○機関別評価と分野別評価の効率化が必要であり、機関別評価にあたって、分野別評価の結果の活用により効率的に評価することを検討すべきである。また、専門職大学院のみを設置している大学の場合は、機関別と分野別の評価を一本化して受審することを可能とすることを検討すべきである。この場合、両評価の質を維持することが必要である。

（4）国際的な評価機関の評価の在り方
○国際的な評価機関の認証を得た場合、国内の認証評価との重複を避けるため、国内の認証評価基準との整合性を確保しつつ、国内の認証評価の受審に伴う負担の大幅な軽減を図る措置を検討すべきである。

「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」
（平成30年11月26日中央教育審議会） 抜粋

教育の質保証システムの確立
○ また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
○ 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることよって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
○ また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
○ さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会） 抜粋

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】
○ 分野別評価と機関別評価のサイクルが異なること等に伴う大学の受審負担を軽減する仕組みや分野別評価の合理化の在り方について、認証評価の実施状況や受審大学の状況も踏まえ引き続き検討する。

○各認証評価機関に対して通知を発出し、対応を依頼。
- 機関別評価において、分野別評価における評価結果を効率的に活用するなど、大学等が評価を受審するに当たっての負担の軽減に資する取組を一層推進すること。

法科大学院関係

「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」（令和2年6月17日中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会） 抜粋

3. 具体的な方向性（一部省略）

（1）形式的な評価の効率化
○ 専門職大学院設置基準その他の法令等との適合性の確認については,定量的に判断できる事項を中心として,大学関係者の意見も聞きながら,各認証評価機関の創意工夫により,評価方法の効率化を図り,事務負担を軽減することが望ましい。

（2）教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価
○ その上で,法曹に必要な学識及び能力を培うという法科大学院の目的に照らして特に重要と考えられる,教育内容や方法,能力等の評価などに関する項目は,より実質的かつ重点的に評価すべきである。

（3）過去の評価結果や客観的な指標に基づく評価対象校の重点化
○ （2）で述べた教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価を実施するためには,（1）で述べた評価方法の効率化による事務負担の軽減に加え,実質的かつ重点的な評価を実施すべき項目についても,過去の評価結果や客観的な指標を用いて,各評価機関において課題があることが推測される法科大学院を抽出し,評価対象校を重点化することも考えられる。

（4）個別の評価項目に関する留意事項
○ 教育方法については,学生が何を学び,何を身につけたのかという観点から評価すべきである。

（参考）現行分野別認証評価の大学評価基準と「新たな評価」の基準等（案）との比較

※法令は専門職大学院設置基準の範囲で確認の上作成

細目省令	専門職大学院 設置基準との対応	現時点の基準等（案）との比較
イ　教育研究実施組織等に関すること。	第４条～第５条 ・教員の資質・能力 ・教員数	**・大学全体の評価**
ロ　教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十条若しくは専門職短期大学設置基準第七条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。	第６条～第９条 ・カリキュラムの編成 ・授業科目 ・教育課程連携協議会	**・質保証　Ⅰ③b（授業科目）** **・質保証　Ⅰ③c（教育課程連携協議会、CP）**
ハ　施設及び設備に関すること。	第17条 ・施設及び設備	**・大学全体の評価**
ニ　学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。	第10条～第16条 ・成績評価基準の明示 ・単位数上限 ・修了要件（標準修業年限、修得単位）　等	**・質保証　Ⅱ①a（修了認定の体制）** **・質保証　Ⅱ②b（修了認定の基準の明示）** **※途中段階での学修成果の把握等の項目は簡素化**
ホ　イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。	-	**※学位分野の独自性や国際基準に応じて設定することを許容**

定量指標（案）の参考となる指標例

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

※基礎指標抜粋

	指標		点数
①※1	司法試験の合格率	直近5年間の修了者に係る累積合格率※2が全国平均以上 直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合 ・下記以外 ・直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均半分未満の場合 さらに、以下に該当する場合は加点 ・直近5年間の修了者に係る累積合格率が75%以上　＋２点	６点 ２点 ０点
②※1	法学未修者の司法試験の合格率	直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均以上 直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合 ・下記以外 ・全国平均の半分未満 さらに、以下に該当する場合は加点 ・直近５年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が55%以上　＋２点	５点 ２点 ０点
③※1	修了後１年目までの司法試験の合格率	法科大学院修了後1年目までの司法試験合格率（既修・未修合計）について 「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回以上 「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回未満の場合 ・下記以外 ・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続 さらに、以下に該当する場合は加点 ・直近3年間の「合格率が55%以上」　＋2点	４点 ２点 ０点
④	入学者選抜における競争倍率	2.0倍以上 1.75倍以上かつ2.0倍未満 1.5倍以上かつ1.75倍未満 1.5倍未満	３点 ２点 １点 ０点
⑤	入学者数	下記以外 3年連続して入学者数が10名未満である場合	２点 ０点
⑥	夜間開講	別に示す条件を全て満たした上で実施※3 上記以外 さらに、要件を満たした上で以下に該当する場合は加点 ・直近の社会人入学者数が10名以上　＋１点	１点 ０点
⑦	共通到達度確認試験の活用	活用している（進級判定、学修状況の把握、学習指導、FD活動、教材開発など） 活用せず	２点 ０点
⑧※4	地域配置※5 又は	同一都道府県内に2校以下 同一都道府県内に3校以上	２点 ０点
	夜間開講※6	実施 実施せず	２点 ０点

現況分析

※教育に関する項目抜粋

【教育に関する現況分析基本データ】
- ●学生数（男女別）
- ●社会人学生の割合
- ●留学生の割合
- ●日本人留学生の割合
- **●入学定員充足率**
- ●本務教員当たりの学生数
- ●本務教員数（男女別）
- ●退学率
- ●入学者のうち標準修業年限内卒業・修了率
- **●入学者のうち標準修業年限×1.5年以内卒業・修了率**
- ●卒業・修了者に占める進学者の割合
- ●卒業・修了者に占める就職者の割合

【教育の現況分析に用いる政府公表データ】
- ●国家試験合格率（法科大学院修了者の司法試験合格率等）
- ●教員就職率（正規任用のみの教員就職率（教教職大学院）等）

その他

- ●３ポリ策定の有無
- ●授業時間
- ●履修登録上限単位数
- ●単位認定の基準の有無
- ●修了要件単位数
- ●専任教員数（年齢構成含む）
- ●教授数
- ●実務家教員数
- ●教育課程連携協議会の有無・構成
- ●留年者
- ●休学者

（参考）大学基準協会分野別認証評価における「専門職大学院基準に関する基礎要件データ」より

→少なくとも「入学者選抜における競争倍率」「入学定員充足率」「標準修業年限修了率」「国家資格取得率」「就職率」は必要か？

入口の質保証

出口の質保証

（参考）京都大学理学部及び理学研究科における学部、修士課程、博士後期課程のDP

学士課程	修士課程	博士後期課程
1．理学の**基礎体系を修得**している。	1．理学に関する**高度な専門知識を習得し、世界水準の理学研究を理解**することができる。	1．**物事を俯瞰する幅広い視野と教養、高度な数理能力、理学の体系的・先端的知識を備え、それらを柔軟に応用する能力**を身につけている。
2．理学における個々の知識を総合化し、**自ら考え、新しい知を吸収し創造的に展開する姿勢**を備えている。	2．理学における個々の知識を総合化し、**既成の権威や概念に囚われることなく、それぞれの専門領域において創造性の高い研究を行う素地**ができている。	2．理学に関する深い学識に基づき、既存の見方にとらわれない**自由な発想力を発揮**して、それらを創造的に展開して**新たな知的価値を創出**することができる。
3．日常的な科学・技術の諸課題について、理学の知識を用いて**科学的な解決方法を構想**できる。	3．科学・技術的な課題について理学の知識を用いた**解決策を提示**でき、また、**人類が現在直面している課題や将来直面する可能性のある課題についても、それを把握・予測し、広く深い科学的根拠に基づき解決方法を構想**できる。	3．科学・技術および広汎な社会的課題について理学の知識を総合して**複数の解決策を提示**でき、また、人類が現在直面している課題や将来直面する可能性のある課題についても、それを把握・予測し、広く深い科学的根拠に基づいて、**柔軟かつ的確に対応できる高度な解決力を有している**。
4．理学の**意義と重要性を理解**し、その**発展に寄与することを目指した行動**ができる。	4．理学の意義と重要性を理解し、**高い倫理性をもって、**その発展に寄与することを目指した行動ができる。	4．理学の意義と重要性を理解し、高い倫理性をもって、その発展に寄与することを目指した行動を通して、**人や自然との調和ある共存に貢献**できる。
5．理学に関する課題に取り組むための**幅広い視野と教養**を身につけ、**異なる文化・分野の人々ともコミュニケーション**できる。	5．理学に関して、**物事を俯瞰する**幅広い視野と教養を身につけ、異なる文化・分野の人々とも円滑にコミュニケーションできる。	5．理学に関して、物事を俯瞰する幅広い視野と教養を身につけ、**その研究成果を世界に向けて発信できる高い能力**を有している。

学部の評価と研究科の評価の比較（イメージ）

	新たな評価WG　議論のまとめ（R8.6.3）	第120～125回大学院部会における議論の概要
基本情報	**学部【2790（国:438,公:247,私:2105）】** ※学生数（学士：計266万人）　国：44万人、公：15万人、私：207万人	**研究科【1895（国:446,公:199,私:1250）】** ※学生数（修士：計18万人）　国：9.8万人、公：1.2万人、私：6.9万人 （博士：計8.2万人）　国：5.6万人、公：0.6万人、私：2.1万人 （専門職：計2.3万人）　国：0.9万人、公：0.1万人、私：1.3万人
基本的な考え方	✓　質保証の視点と質向上の視点の双方から評価 質保証…法令等で求められる水準に達していること 質向上…学生一人一人の能力を最大限伸ばしていること	✓　**基本的には学部と同様** ✓　**大学院独自の特徴（※）に応じた基準等により評価** ※例えば、研究指導や学位審査など
質保証の視点に基づく評価基準	✓　大学設置基準等に基づく４つの基本的な方針のもと、７つの評価基準、15の評価項目で評価 DPの策定・公表 **教育課程・教育環境体制（AP・CP）** **学修成果の適切な把握と評価** 不断の自己改善 «具体的な基準等の例» • 学位にふさわしいDPが設定されていること • 教育課程を体系的に編制していること • 適切に単位認定を行っていること　など	✓　大学院設置基準等に基づく３つの基本的な方針のもと、８つの評価基準、12の評価項目で評価 ３つのポリシーの策定・公表 **適切な学位審査・学位授与の実施** 不断の自己改善 «具体的な基準等の例» • 論文審査委員名や後述試験が公表されていること • 標準修業年限内での円滑な学位授与が行われていること　など
質向上の視点に基づく評価基準	✓　教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているかという点を評価。 ✓　評価機関は、以下のポイントを踏まえ**１つ星、２つ星、３つ星**を総合的に判断。（要是正と合わせて**４段階**） ①教育活動の取組状況 ②教育成果 （教育成果を示す根拠例） ・直接評価（試験,ルーブリック,eポートフォリオ等） ・間接評価（学生調査,振り返りシート等） ・社会での活躍（就職先への調査,卒業者アンケート等）	✓　教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているかという点を評価。 ✓　評価機関は、以下のポイントを踏まえ**１つ星or３つ星**を総合的に判断。（要是正と合わせて**３段階**） ①教育活動の取組状況 ②教育成果 （教育成果を示す根拠例）※各研究科が代表例と全体実績を記載 ・直接評価（試験,ルーブリック, 指導教員からの評価等） ・間接評価（学生調査,修了者による自己評価等） ・社会での活躍（修了後●年以内の論文数、就職先における人物評価等）

資料３－２
中央教育審議会大学分科会
大学院部会（第 127 回）
R8.9.7

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方 ワーキンググループ（第 13 回）における議論について

（令和８年９月３日）

○評価の段階について

- 社会から見た分かりやすさを考えると、学部と同じく４段階（要是正、★１、★２，★３）にすべきではないか
- 明らかな成果が出る前の、途中のプロセスを★２として評価してあげることは、大学が取組を続けるインセンティブになる
- 海外と比較した際、日本の大学院は質を高めるべき部分もあり、そういった大学院に対し、国内の基準で安易に★３を出してよいかは疑問が残る

○評価の基準について

- 修士、博士、専門職学位はそれぞれ別の評価とすべきではないか
- 特に修士課程は学部と近く、質保証の基準や視点についてはほぼ同じで良いのではないか
- 学部からの連続性という観点からも、質保証の基準や視点については揃えた方がよいように思う
- 大学院設置基準はアカデミアが主な出口となることを前提として作られたと思われるが、近年の博士人材像の拡大の中で質保証の観点に入るべきだが設置基準からははみ出ているもの（トランスファラブルスキルを身に付けさせる等）があると思料

○評価制度への組み込みについて

- Feasibility をどう見るかは慎重な検討が必要であるが、まずは学位審査等の出口管理に重点を置いた形で始め、様子を見ながらカリキュラム的な視点を追加していくということも一案ではないか